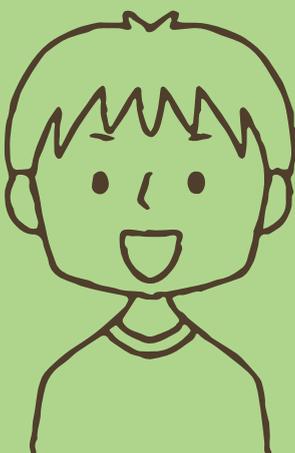
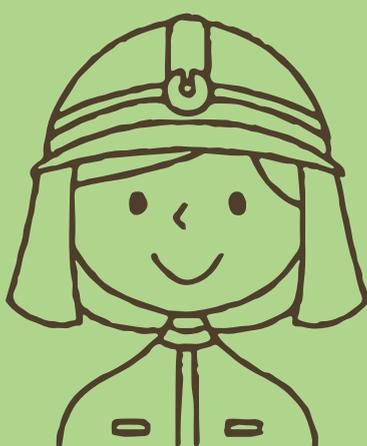


第3次遠賀町 男女共同参画社会推進計画 (令和2~11年度)



令和2年 3月
遠賀町

第3次遠賀町
男女共同参画社会推進計画

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 男女を取り巻く社会情勢の変化	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 前計画の成果と残された課題	11
2 計画策定の視点	12
3 計画の基本理念	15
4 計画の基本目標	15
5 計画の体系	16

第3章 基本目標達成のための取組

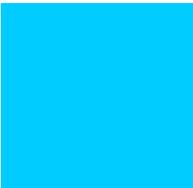
基本目標1 男女共同参画社会実現への意識づくり	19
重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	19
重点目標2 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	25
基本目標2 男女がともに活躍できる社会環境づくり	29
重点目標1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進	29
重点目標2 働く場における女性の活躍促進	32
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進	38
基本目標3 男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり	43
重点目標1 家庭における男女共同参画の促進	43
重点目標2 地域社会への男女共同参画の促進	47
重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶	52
重点目標4 様々な困難を抱える人への支援	59

第4章 計画実現のために

1 庁内推進体制の充実	63
2 町民・事業者等との連携・協働の推進	63
3 国、県、他市町村との連携及び協力	64
4 計画の進行管理	64

資料編

1 男女共同参画関係用語解説	65
2 遠賀町男女共同参画審議会委員名簿	69
3 遠賀町男女共同参画社会推進計画見直しの経過	69



第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置づけています。

本町では、平成21年12月、それまでの「遠賀町男女共同参画社会推進計画」を見直し、「第2次遠賀町男女共同参画社会推進計画」を策定し、同計画に基づき男女共同参画社会実現に向けた各種施策を推進してきました。その後、平成24年度には、町の将来構想にとっても男女共同参画が不可欠であるとの認識の下、「遠賀町男女共同参画推進条例」の制定を行い、平成26年度には第2次計画の中間見直しによる改訂版の策定も行いました。しかし、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題は依然として多く存在しています。

また、今後も生産年齢人口の減少による経済成長力の低下が懸念される中、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、様々な分野での女性の活躍への期待と関心が一層高まりつつあります。

この度、第2次計画の期間が令和元年度で終了することから、これまでの取組を検証しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題にも対応しながら、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するため、「第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、遠賀町男女共同参画推進条例第12条第1項に基づいて策定される、男女共同参画社会基本法第14条第3項の「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」であり、遠賀町における男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を目的とするものです。

また、策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第4次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第5次遠賀町総合計画」をはじめとする各種計画との整合を図っています。

なお、「第3章 基本目標2 男女がともに活躍できる社会環境づくり」を達成するための取組には、女性の職業生活における活躍の推進に係る取組を含んでおり、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村女性活躍推進計画）」を包含した計画と位置づけます。

また、「基本目標3 男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり」の「重点目標3 性の尊重とあらゆる暴力の根絶」に係る部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく基本計画（DV対策基本計画）としても位置づけ、施策を一体的に推進することとします。

3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする10か年計画とします。ただし、計画期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証し、中間年度である令和6年度に見直しを行うこととします。そのため、第3章の重点目標ごとに定める数値目標は令和6年度の目標値とします。

4 計画の策定体制

（1）男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、町民の男女平等に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査」（以下「町民意識調査」という。）を実施しました。

●町民意識調査の実施概要

調査対象	町内在住の満18歳以上の男女から無作為抽出した1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年6月1日～7月8日（調査基準日：6月1日）
回収結果	有効回収数：709件（有効回収率：47.3%）

(2) 遠賀町男女共同参画審議会における審議

本計画の策定にあたっては、遠賀町男女共同参画推進条例第40条に基づき、学識経験者及び関係団体や町民の代表で構成する「遠賀町男女共同参画審議会」において、必要な事項について審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月に、計画案を公表し、町民からの意見募集を行いました。

5 男女を取り巻く社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進展

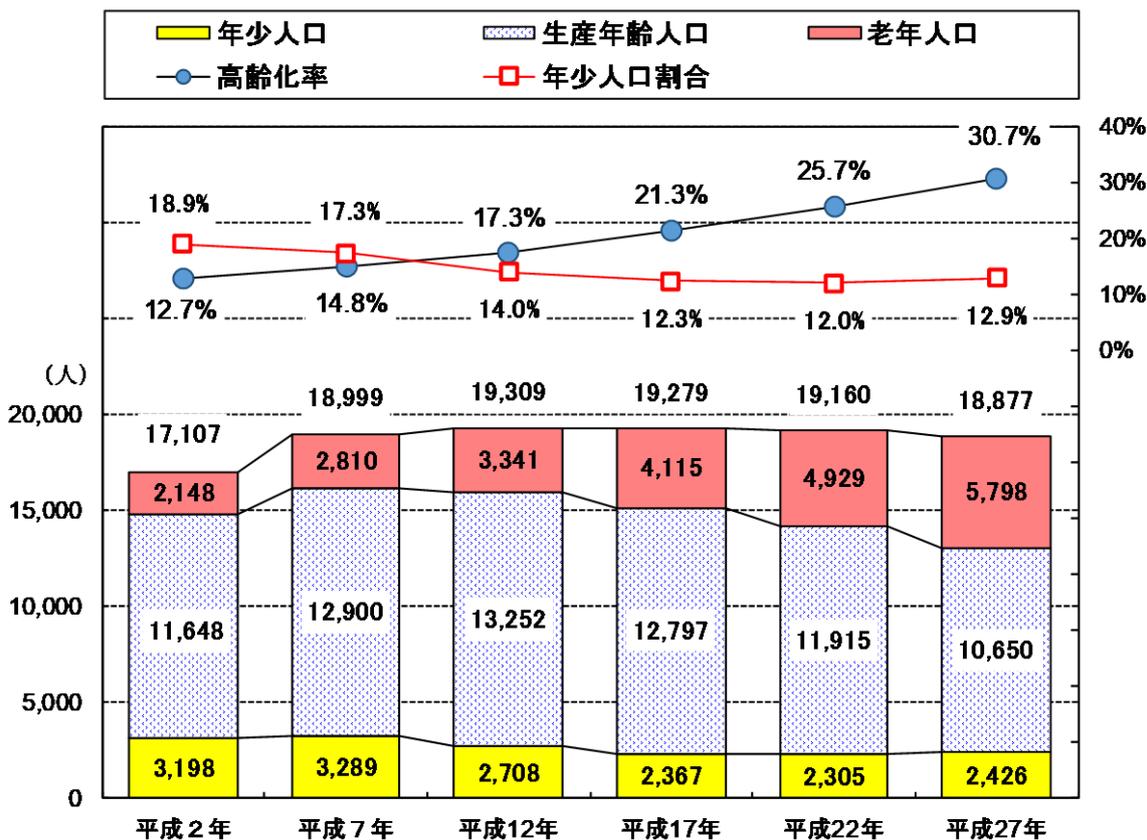
本町における年齢3区分別人口の推移（図 1-1 参照）を見ると、高齢者人口（65歳以上）は増加の一途を辿っており、高齢化率（全人口に占める高齢者人口の割合）は3割を超えました。一方、平成7年以降減少を続けていた年少人口（15歳未満）は、平成27年にはやや増加に転じましたが、依然として全人口に占める年少人口の割合は低く、現在の人口構成（図 1-2 参照）や最近の出生動向を見ると、再び減少に転じる可能性が高い状況にあります。

このような少子高齢化の進展は、生産年齢人口の減少による経済成長の衰退、要介護高齢者の増加と年金、医療、福祉などの社会保障分野における現役世代の負担増大など、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、社会のあらゆる仕組みの中に、高齢者の自立を支え、社会参加を促すハード・ソフト両面の整備が必要です。

また、少子化については、晩婚化・非婚化が主な要因とされていますが（図 1-3 参照）、家庭生活における役割分担の偏りからくる、子育てに対する精神的な不安感・孤独感、仕事との両立の難しさや、子育てや教育にかかる経済的負担など多くの要因が複雑に作用する中で個人の人生設計が制約を受け、結果として少子化が進行しているという現実があります。

このような状況に対し、本町では、平成27年度に「遠賀町人口ビジョン及び総合戦略」を策定し、雇用対策や子育て支援、教育環境の充実、活力ある地域づくりを推進することとしていますが、本計画においても女性の活躍推進や男女のワーク・ライフ・バランスの促進など、既存の子育て支援施策に加え、結婚や子育てなどの人生の節目・転換期に対応した長期的な視点に立った生活設計や、個人の望む人生設計が実現できるような施策の展開が求められています。

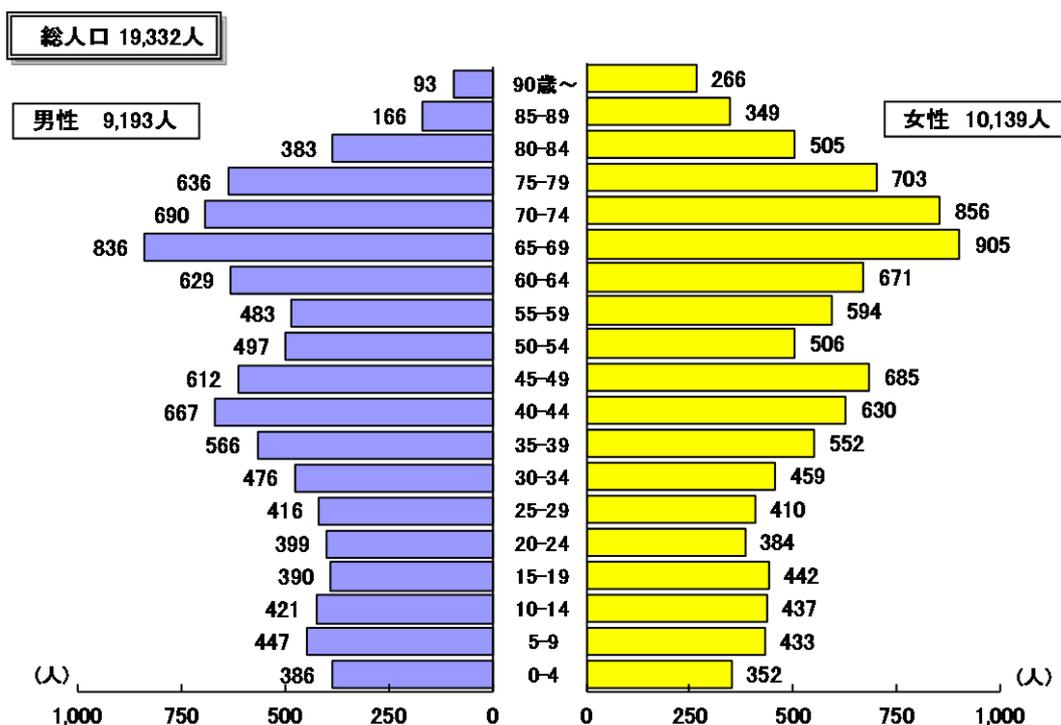
図 1-1 年齢3区分別人口の推移



※総人口には年齢不詳を含む。

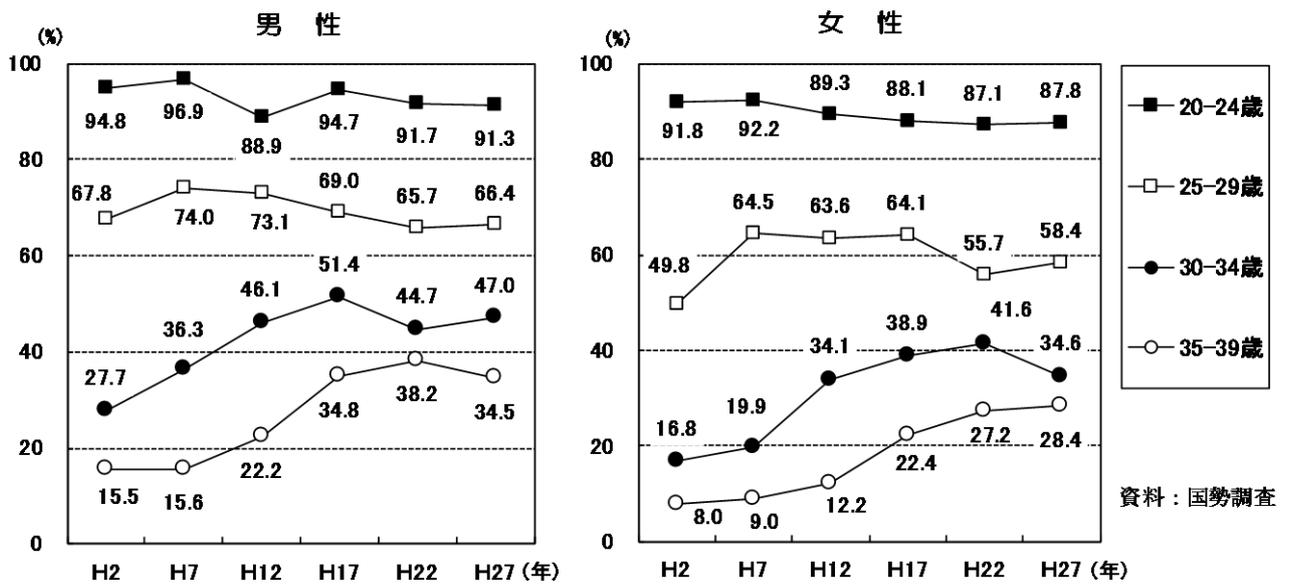
資料：国勢調査

図 1-2 遠賀町の人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

図1-3 年齢階層別未婚率の推移

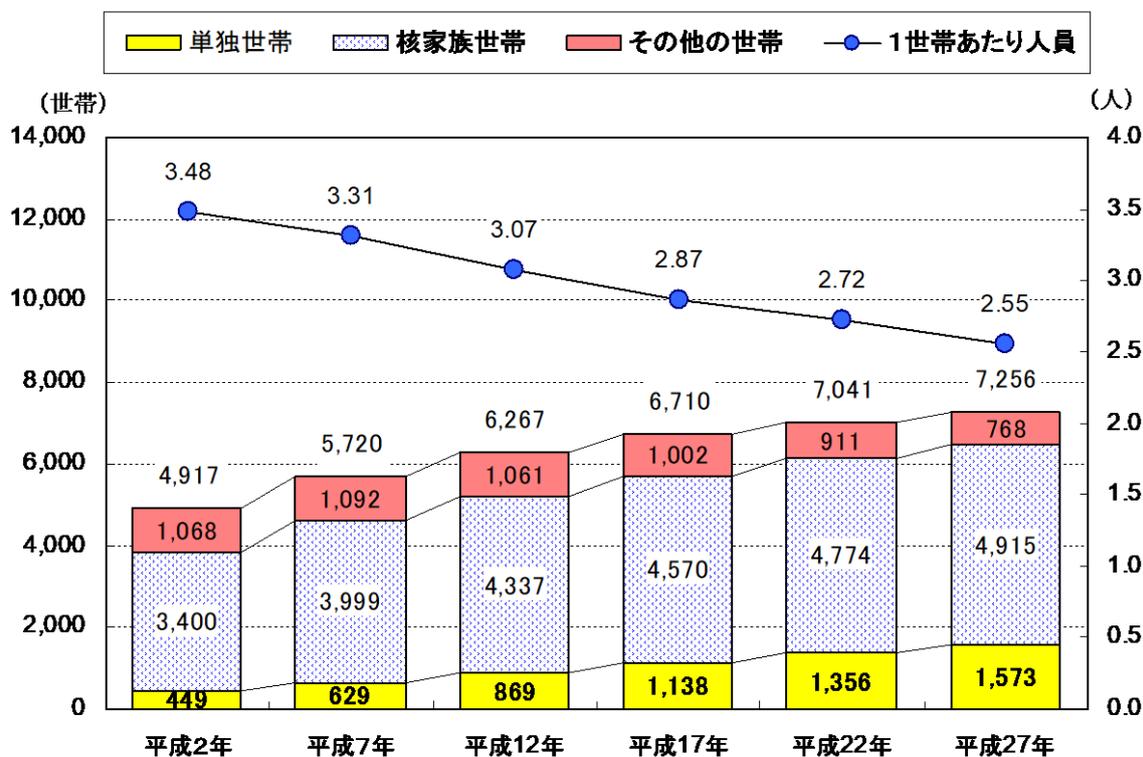


(2) 家族形態の多様化

少子高齢化や産業構造の変化、人々の価値観の多様化などが相まって、家族形態が多様化しています。多世代家族が減り、いわゆる核家族化が進行したのは数十年前からですが、近年は、さらに1人や2人の世帯が増える傾向にあり、平成27年における本町の1世帯あたりの平均人数は2.55人となっています(図1-4参照)。これは、高齢者の一人暮らしや夫婦だけの世帯が増えている(図1-5参照)こともありますが、若い世代にも同じような傾向が見られるようです。世帯人数の減少は、必然的に家庭内の相互扶助機能の低下を招くこととなり、家庭の安定を保つには、従来の固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事や育児を担っていくことが必要です。

また、ひとり親家庭の増加(図1-6参照)は、貧困など様々な困難を抱える人の増加にもつながっており、次世代への貧困の連鎖を断ち切るためにも、各家庭の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっています。

図1-4 一般世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



(各年10月1日現在)

※一般世帯：総世帯から施設等の世帯を除いたもの

資料：国勢調査

図1-5 高齢者のいる世帯の状況の推移

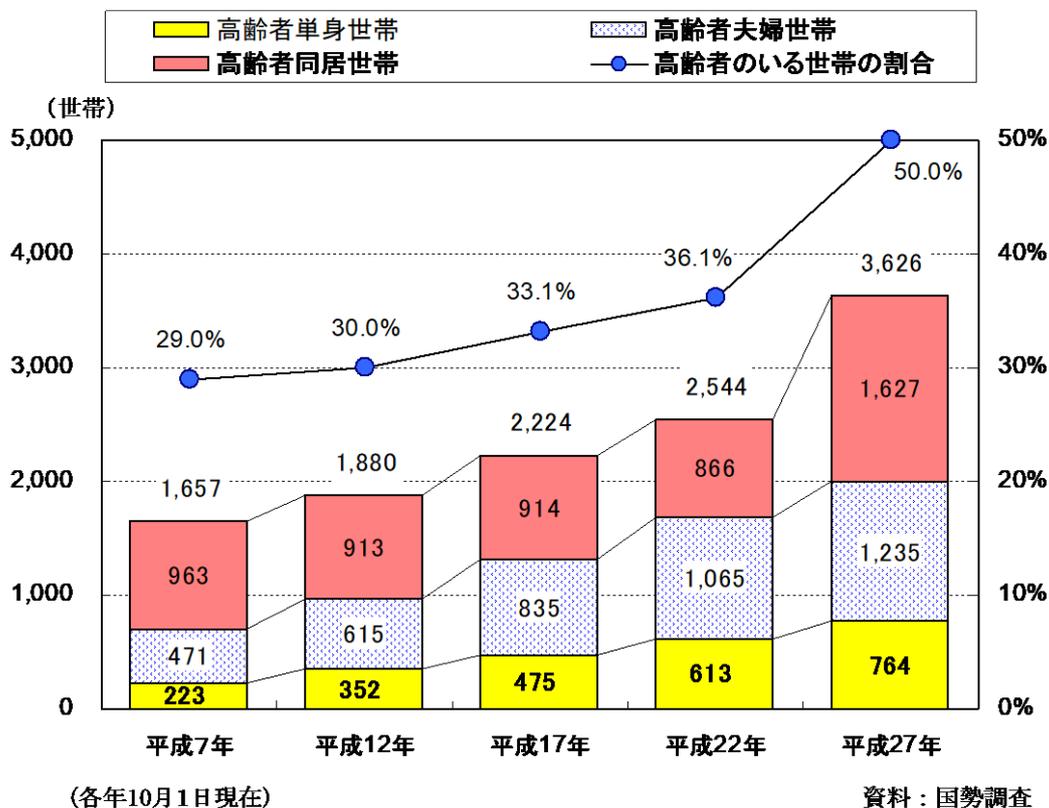
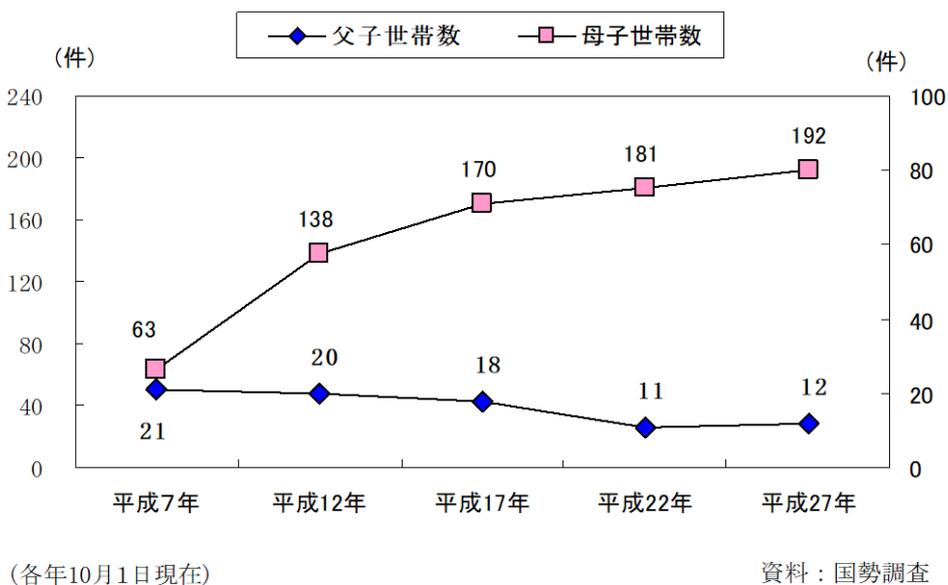


図1-6 ひとり親世帯の推移



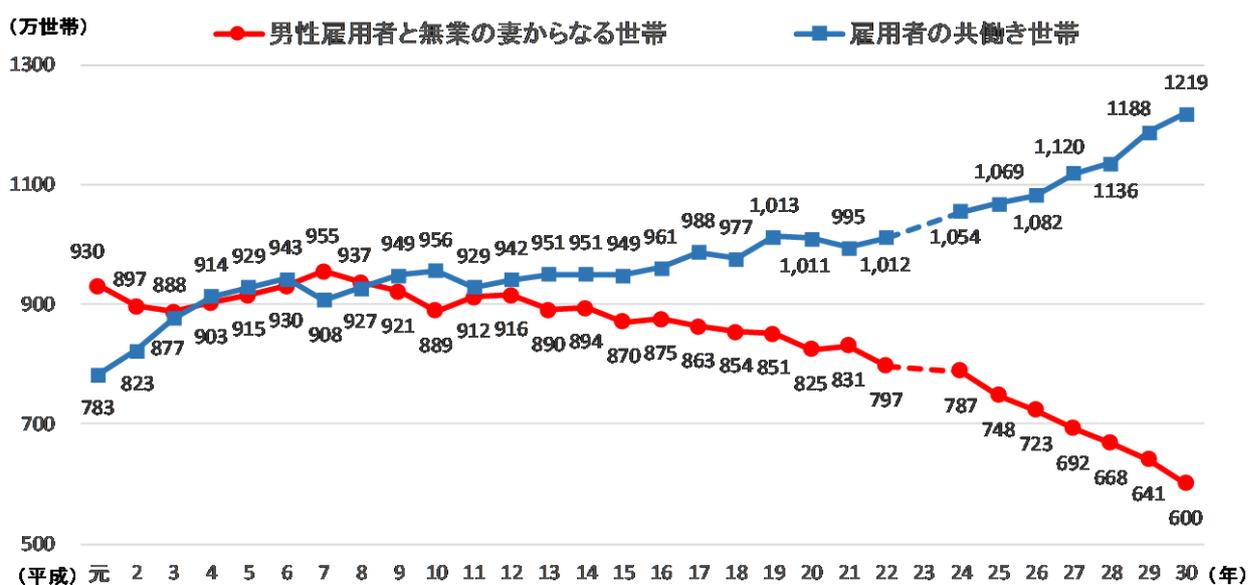
(3) 経済状況及び就業構造の変化

わが国の経済は、長引くデフレに苦しみ、長期的に低迷を続けてきました。厳しい経済情勢の中、失業者や非正規雇用が増加する一方で、長時間労働という問題も発生しています。失業者や非正規雇用の増加は、経済的理由で結婚できない若者を生み出し、長時間労働や仕事を中心としたライフスタイルは、男性の家庭や地域への参加・参画を阻む要因の一つにもなっています。

一方、国の労働力調査結果によると、平成4年頃から共働き世帯数が男性片働き世帯を上回り、現在も増加傾向にあります（図1-7参照）が、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。これらのことは、男女の賃金格差につながるとともに、将来、経済的自立が困難な高齢単身女性を生み出すことにもつながりかねません。

女性が出産・子育て・介護などにより就業を中断することなく継続できるよう支援するとともに、就業意欲と能力の向上を図る必要があります。そのためには、雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的な性別役割分担意識の解消、長時間労働の削減によるワーク・ライフ・バランスの推進など、関係する様々な取組が必要です。

図1-7 共働き世帯数の推移（全国）



※「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就職者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯

※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

※平成23年は、東日本大震災の影響で全国データなし

資料:独立行政法人 労働政策研究・研修機構

(4) 地域コミュニティの変容と新たな地域活動の動き

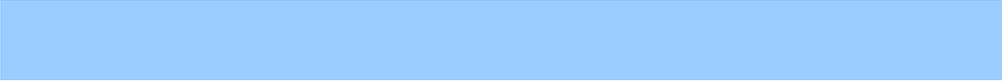
少子高齢化や都市化の進展、家族形態や個人の意識、ライフスタイルの多様化等により、地域の連帯感や共助の機能が低下しており、自治会をはじめとする地域の各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。しかし、地域社会は住民一人ひとりが豊かな生活を送るための共通の基盤であり、特に地域住民の安全・安心を確保する上で地域の果たす役割は大きく、地域コミュニティの再構築とその活動の活性化が求められています。

他方、自由時間の増大や個性や能力を重視する価値観の広がり等を背景に、社会参加をはじめ様々なかたちでの自己実現を図ろうとする意識が高まり、ボランティアやNPO（民間の非営利組織）活動へ参加しようとする動きが広がりを見せてつつあるという現実もあります。

地域福祉の重要性が指摘される今日、こうした住民の新しい地域活動と、従来の地縁に基づく地域コミュニティ活動の連携は、今後の大きな課題です。平成28年度策定の「遠賀町地域福祉計画」に基づく施策とも連携を取りながら、地域全体で日常生活上の不安の解消や生活課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加・参画できるような社会を創り上げていくことが求められています。



第2章 計画の基本的な考え方



1 前計画の成果と残された課題

前計画では「1 男女共同参画意識を育てる人づくり」「2 男女がともに活躍できる社会環境づくり」「3 男女が自立し安心できる生活づくり」という3つの基本方針を掲げ、「男女がともに認め合い、ともに活躍できるまちづくり」のための取組を進めてきました。

本町では平成22年度に「遠賀町女性人材バンク」を設置し、女性の人材登用に努めてきました。平成31年4月1日現在の登録者数は17人と、前計画の目標値30人には届いていませんが、「地方自治法第202条の3に基づく審議会への女性の登用率」については、平成31年4月1日現在で35.9%と、30%という目標を達成しており、一定の成果が見られます。

また、DV対策については、庁内関係部署が相互に連携し、被害者支援に取り組むため、「DV等対策庁内連絡会議」を設置し、DV等被害者の情報管理の徹底、相談体制の再確認（ワンストップ対応）を行うとともに、その内容について職員全員への周知を依頼し、庁内全体で対応の徹底を図りました。

しかし、町民意識調査の結果を見ると、「男女共同参画社会」という言葉を聞いたことがある人は増えていますが、内容まで知っている人は37.5%にとどまっています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担について「反対」「どちらかといえば反対」と答えた町民の割合も49.8%と、10年前の調査結果（48.0%）からあまり変化が見られません。

さらに、地域や職場等においては、未だに固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・慣行とそれに伴う男女の不平等感が根強く残っており、多くの家庭においても固定的な性別役割分担が解消されているわけではなく、前計画における男女共同参画社会実現に向けた取組の多くは今後も継続する必要があります。とりわけ雇用の分野では、出産や子育て等により離職や非正規雇用を選択せざるを得ない状況に置かれる女性が少なくなく、男女ともに仕事と家庭を両立し、働き続けることができる環境整備が重要です。事業主等を含めた町民への啓発をさらに進め、あらゆる分野における女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスの推進など、前計画から継続する課題解決に向け、これまで以上に成果を意識した取組を推進していく必要があります。

2 計画策定の視点

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画は、女性の課題と捉えられがちですが、男女共同参画社会は、男性にとっても仕事と家庭を両立し、地域活動への参画や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会です。

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、男女共同参画の成果はあまり見える形では表れていない状況です。その原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や、それに基づく様々な社会制度や慣行があります。男性の長時間労働を前提とした従来働き方は、子育て・家事・介護等への主体的な参画を困難にしています。男女共同参画の必要性を男性自身が認識し、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性が主体的に家庭や地域へ参画する意欲が高まるように働きかけることが必要です。

一方、次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら、健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指すためには、子どもの頃から男女共同参画の理解を深めることが重要です。子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

(2) 女性の活躍推進と働き方改革

平成26年6月の『日本再興戦略』改訂2014では、女性の活躍推進を我が国の成長戦略の中核に位置づけ、それは単に労働力の確保という量的な側面にとどまらず、女性視点による経営戦略の構築など個々の女性の能力を活かすという質的な側面が重要であるとして、「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度」にすることなどが目標として掲げられました。

これを受けて、平成26年10月には、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、早急に実施すべき施策として「すべての女性が輝く政策パッケージ」の策定が行われました。さらに、女性活躍担当大臣の下「暮らしの質」向上検討会が開催され、様々な取組についての検討と提言が行われるといった一連の流れを経て、平成27年に「女性活躍推進法」が成立しました。

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要と
なっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり制定されたも
ので、今後、女性の職業生活における活躍推進が期待されています。

一方で、女性の活躍推進はワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
と不可分のものであり、男性も含めたあらゆる人の働き方に関する課題です。正規雇
用者の長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用など、根強く残る特徴的な働
き方が、女性の活躍を妨げる一要因ともされており、これまでの働き方を根本的に見
直すことが求められています。

本町においても、これらの動向を契機として、働く女性が、男性とともにその能力
を十分に発揮できるように、長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を
推進し、男女間格差を是正する事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アク
ション）を促すとともに、すべての女性が自らの意思により、その個性と能力を十分
発揮できるよう、女性の活躍を強力に推進することが必要です。

（3）女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラス
メント、ストーカー行為等、異性間の暴力の被害者の多くは女性で、その背景には、
固定的な性別役割分担意識や経済力の格差、男性の女性に対する所有意識などがある
と言われています。このような女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するも
のであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

特に、DVは被害者の生命や精神に重大な危害を与える犯罪であると同時に、子ど
もに影響を与え、児童虐待にもつながりかねない行為です。また、暴力が家庭内で発
生することが多いことから潜在化しやすく、暴力がエスカレートし、被害が深刻化す
るという特性があります。そのため、暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のた
めの基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根
絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

(4) 地域における身近な男女共同参画の促進

少子高齢化や家族形態の多様化、個人の意識やライフスタイルの多様化は、地域の連帯感や相互扶助意識を弱める方向に作用していると言われていますが、逆に、そういう時代であるからこそ、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心の基盤として地域の役割が重要になっています。

このような地域力を高めていくためには、地域における方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、性別・年齢を問わず、地域社会の一員として主体的に参画できる機会や場を広げる必要があります。

また、災害等における被災時の避難所運営等では、食事準備や清掃等が当然のように女性に集中するなどの問題や、男女のニーズの違いを把握する必要があることが明らかになっています。

防災のみならず、環境問題など、様々な地域課題の解決のためには、男女が対等な立場で積極的に参画するとともに、あらゆる人々の身近な暮らしの中に男女共同参画の視点が必要であることを広く啓発することが重要です。

(5) 町、町民、事業者等の協働

男女共同参画社会の実現には、行政施策の推進はもとより、広く町民や事業者などの理解と積極的な協力・実践が不可欠です。男女共同参画を自らの問題としてとらえ、それぞれの立場で主体的に取組を進めるとともに、幅広い協力と連携を図っていくための計画とする必要があります。

また、町、町民、事業者等の協働を進めるためには、町民、事業者等に対して目指すべき目標像を明示するとともに、計画の成果を把握・評価するための物差しを共有することが必要です。この計画では、重点目標ごとに管理指標を設定し、その現状と目標を明記することによって、指標による計画の進行管理を図ります。

3 計画の基本理念

男女がともに認め合い ともに活躍できるまちづくり

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担う」社会です（遠賀町男女共同参画推進条例第2条第1号）。

この計画では、第2次計画までの基本理念「男女がともに認め合い、ともに活躍できるまちづくり」を引き継ぎ、社会の制度や経済の変化によって左右されることのない、ゆるぎない男女共同参画社会の実現をめざします。

4 計画の基本目標

この計画では、第2次計画の基本方針を踏まえ、新たに基本理念達成のための3つの基本目標を設定します。

◆基本目標1：男女共同参画社会実現への意識づくり

男女がお互いの人権を尊重し、性別によって生き方や働き方が制限されることなく、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

◆基本目標2：男女がともに活躍できる社会環境づくり

男女がともに様々な分野に参加し、対等な立場で参画できるための環境整備や、自らの意思によって女性が職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるようにするため、男性の長時間労働の削減等の働き方の改革や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、町民、事業者等への啓発を進めます。

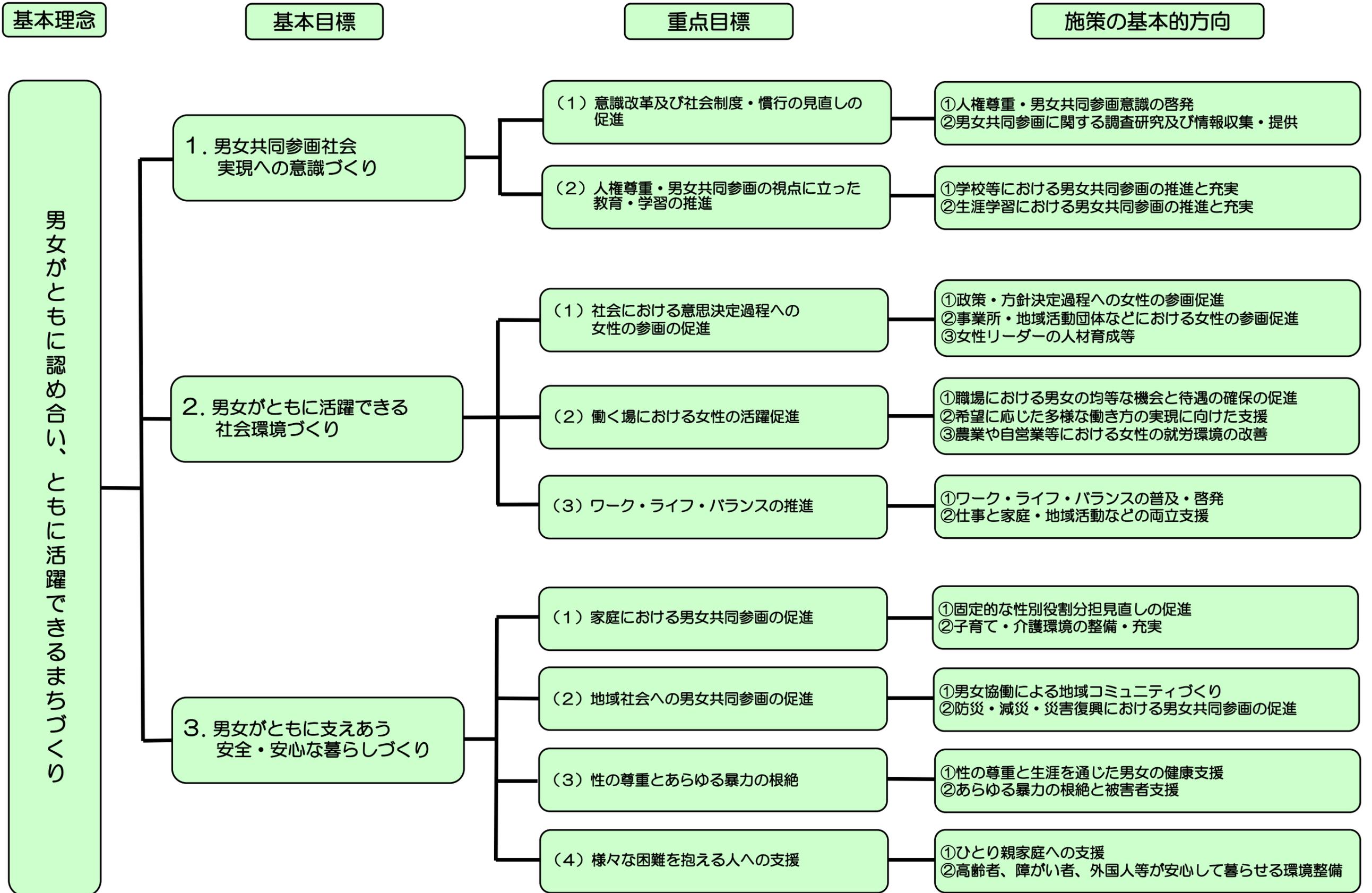
◆基本目標3：男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり

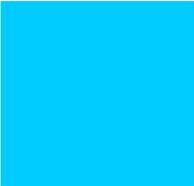
従来の固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに支えあいつながら、家庭生活や地域活動に主体的に参画し、健康で、暴力のない安全・安心な暮らしづくりを進めます。

5 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標を掲げ（次ページの「第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画体系図」参照）、第3章でそれに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにするとともに、その成果を確認するための管理指標と目標を設定します。

第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画体系





第3章

基本目標達成のための取組



基本目標1 男女共同参画社会実現への意識づくり

◆重点目標1 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

男女が互いを認め合い、尊重し、その個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において対等な立場で参画していくことが必要です。

法律や制度面での男女平等は進みましたが、固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、このことが男女間の格差や不平等を生み出し、女性の社会進出を妨げる要因となっています。また、それは同時に男性にとっても仕事以外の多様な領域への社会参加を妨げることとなっています。

男女共同参画社会の実現を図るためには、町民一人ひとりが自分の中にある固定的な性別役割分担意識に気づき、見直すことが重要です。そのためには、家庭、職場、地域といった様々な場において、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすとともに、町民の意識改革を促進するための効果的な情報提供や啓発を行っていく必要があります。

現状と課題

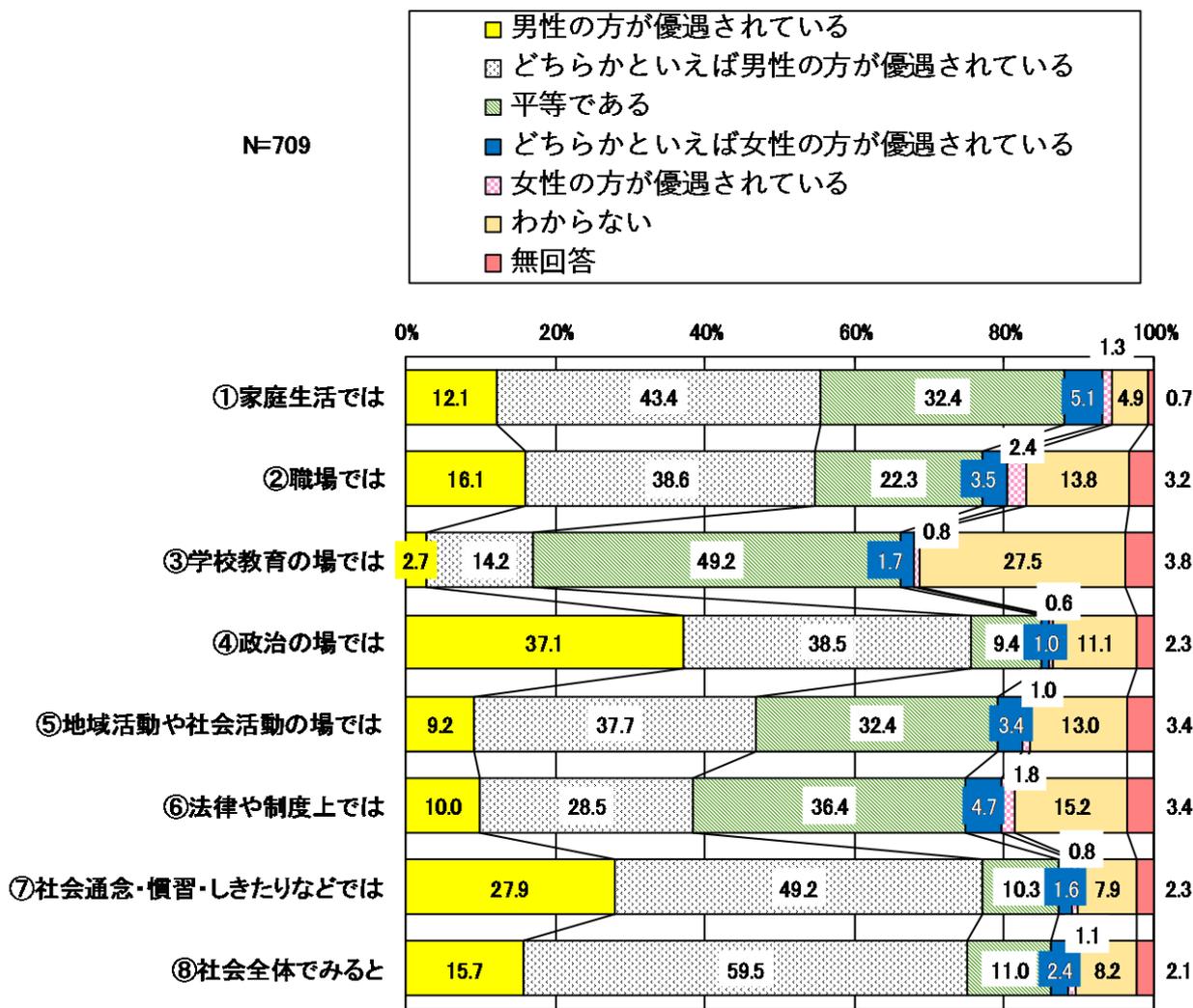
本町では、町ホームページ、広報等を活用した情報発信、男女共同参画講座、こどもまつり、夏まつり、健康・福祉まつり、成人式でのリーフレット配布など、様々な機会、媒体を活用して、男女平等意識の確立や固定的性別役割分担意識の是正に向けた広報・啓発に努めてきました。

しかし、町民意識調査の結果を見ると、社会全体での男女の地位の平等感については、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の75.2%に対し、「平等である」と回答した人はわずか11.0%にすぎず、依然として男女の不平等感は解消されていません（図3-1参照）。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した人が全体の35.4%を占めており（図3-2参照）、まだまだ固定的な性別役割分担意識が残っている様子がうかがえます。しかも、この意識には男女別、年代別による差も見られます。

このような町民の意識を変え、男女共同参画社会の認知度（図 3-3 参照）を高めるためにも、これまでの広報・啓発活動を必要に応じて見直ししながら、さらなる充実を図る必要があります。対象者の性別・年齢に応じ、家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面ごとに見直すべき社会慣行例を提示するなど、きめ細かな啓発活動を男性や若年層を含めたあらゆる層に対して効果的に行っていくことで、町民の意識改革と社会制度・慣行の見直しにつなげる必要があります。

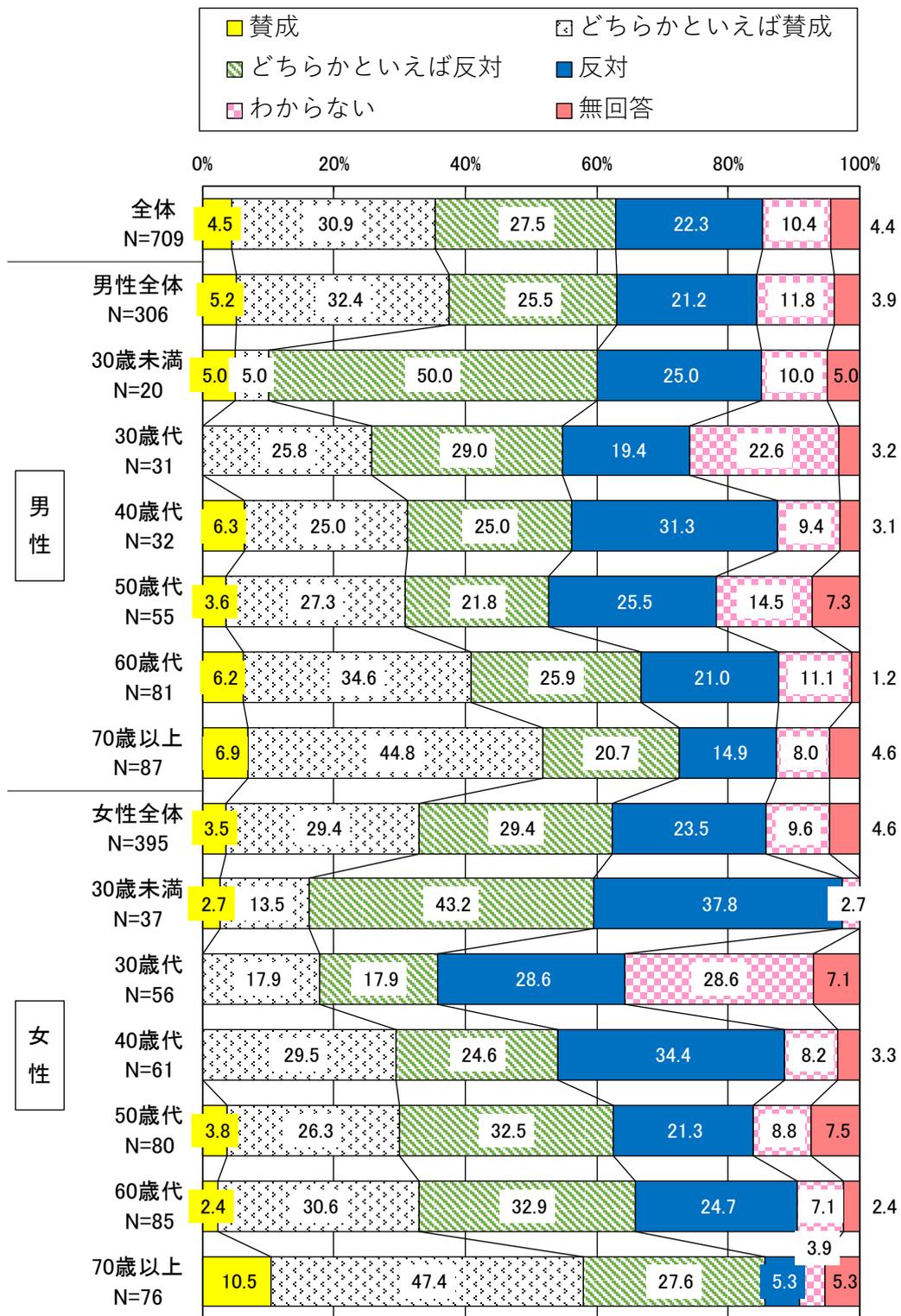
図 3-1 男女の地位の平等感



資料：町民意識調査結果

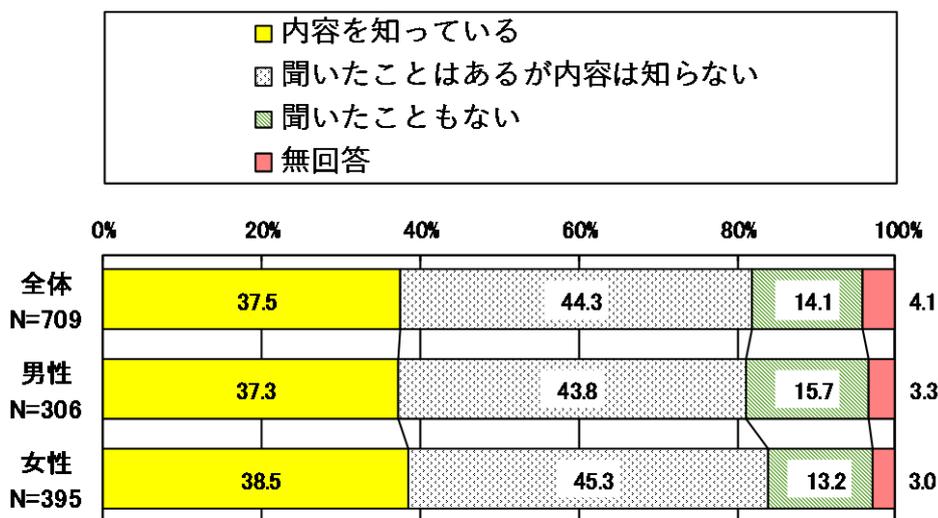
※グラフ中のNは、割合算出の基数となる有効回答数を示している（以下同じ）。

図3-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：町民意識調査結果

図 3-3 「男女共同参画社会」の認知度



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 人権尊重・男女共同参画意識の啓発

男女が互いにその人権を尊重し、ともにあらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮できるという男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、町民の理解と関心を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促進します。

施策項目	取組内容	担当課
① 広報・啓発活動の充実	● 「遠賀町人権教育・啓発基本計画」に基づき、男女の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	福祉課
	● 町ホームページや広報など、あらゆる媒体、機会を活用し、男女共同参画に関する情報発信を継続するとともに、固定的な性別役割分担意識是正のための広報・啓発の充実を図ります。	福祉課 関係各課
	● 町が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する町民の意識改革を促します。	関係各課

施策項目	取組内容	担当課
②男女共同参画に関する町職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●町役場内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、社会的性別（ジェンダー）*の視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な参加を促します。 	福祉課 総務課

※「社会的性別（ジェンダー）の視点」:

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー／gender）」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも広く使われています。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

町民に対する適正な情報提供による啓発推進のため、男女共同参画に関する現状把握のための調査・研究や、国・県及び他市町村の男女共同参画施策等に関する情報収集・提供を行います。

施策項目	取組内容	担当課
①法律や制度の理解促進のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ●男女の人権、男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めます。 	福祉課
②男女共同参画関連情報の収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・他市町村の各種統計・意識調査や施策内容等についての情報収集と情報提供に努めます。 	福祉課
③町民意識調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画の改定時には、男女共同参画に関する町民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。 	福祉課

管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」の町民の割合	49.8%	60%
男女共同参画社会の「内容を知っている」町民の割合	37.5%	50%

◆重点目標2：人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

乳幼児期における保護者の言動や考え方あるいは地域社会にあるしきたりなどが子どもに与える影響は大きく、親から子どもへ無意識のうちに受け継がれていく場合もあります。そのため、学校における教育だけでなく、保育所、幼稚園など乳幼児期からの発達段階に応じた人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進が重要です。

また、地域社会における生涯学習の取組の中で、男女共同参画社会に対する正しい理解を深める学習機会を提供していくことも重要です。

現状と課題

本町では、これまでも子どもの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・学習を推進してきました。町民意識調査結果を見ても、男女の地位の平等感について、学校では「平等である」とした割合が49.2%と最も高く、他の分野に比べると、男女平等が進んでいると感じている人が多いことがわかります(図3-1参照)。しかし、家庭生活や職場、しきたりや慣習などでは男性が優遇されていると感じている人の割合が高いため、男女平等をはじめとする人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習は、今後も一層の推進が求められます。

一方、子育てに関する町民意識調査の結果を見ると、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」という考え方には根強いものがありますが、「男の子も女の子も経済的に自立できるように育てる」、「男の子も女の子も料理、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方については、大半の人が「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答しており、男女の区別なく、ともに経済的自立や生活自立を目指す考え方が主流となっています(図3-4参照)。児童・生徒一人ひとりが自らの個性に応じた生き方の選択ができるよう、主体的に進路を選択する能力を身につけ、幅広い分野に進むことができるようなキャリア教育の充実が求められています。

さらに、一人ひとりが自立し、生涯にわたって生き生きと生活していくために必要な知識・技能を身につけ、社会参画に必要な学習を行うなど、生涯学習に取り組むことの重要性が高まっています。本町では、これまで男性向けの男女共同参画セミナーや、女性交流セミナー、男女共同参画推進団体「どし」との共催の講座などを実施しており、今後も男女共同参画意識を高めるための講座や女性のエンパワーメント*のた

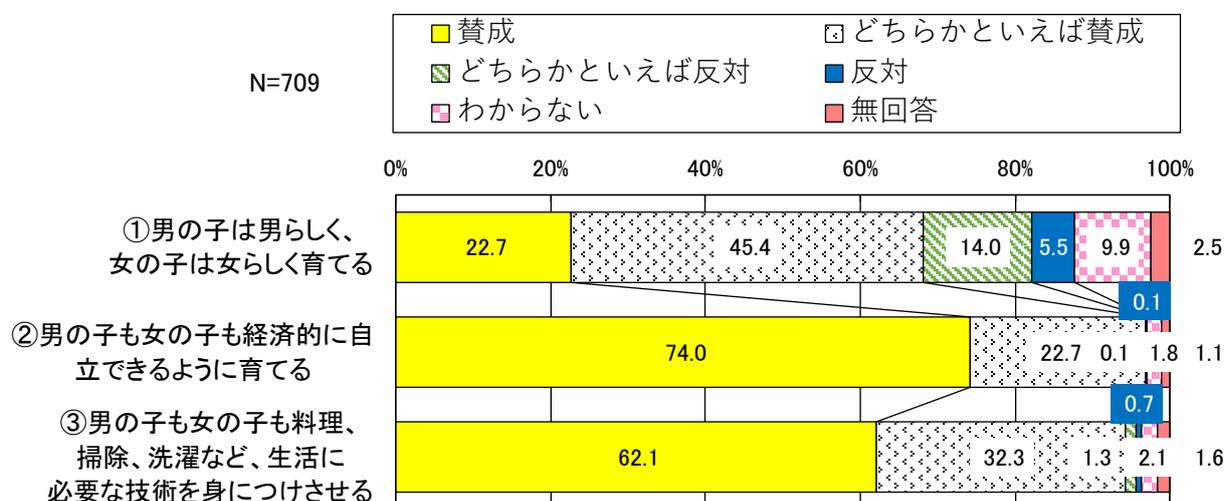
めの講座について広く情報提供を行い、新たな参加者の増加を図るとともに、各種講座内容のさらなる充実を図る必要があります。

なお、本町では、「男女共同参画研修参加補助金交付制度」により、男女共同参画に関する講座や研修への参加助成を行っています。今後も引き続き、広報等での情報発信に努め、積極的利用を図る必要があります。

※エンパワーメント：

力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

図 3-4 子育てに関する考え方について



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 学校等における男女共同参画の推進と充実

幼い頃からの発達段階に応じ、人権尊重・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育を推進するとともに、社会的性別（ジェンダー）に基づいた固定的な役割意識を植え付けないよう、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校等における男女共同参画の推進と充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育の推進	●子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育を推進します。	健康こども課 学校教育課
②主体的に進路選択する力を身につけるキャリア教育の充実	●児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意思と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
③教職員等に対する研修参加の促進	●男女共同参画の視点に立った教育を実践できる人材を育成するため、教職員等の研修会等への参加を促進します。	健康こども課 学校教育課

2 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①男女共同参画意識を高める学習機会の提供	●男女共同参画推進団体等とも連携しながら、生涯を通じて誰もが学ぶことができる男女共同参画の視点に立った講座やセミナー、研修会等の充実を図ります。	福祉課 生涯学習課
②女性のエンパワメントのための講座等の実施	●女性のエンパワメントのための講座等を実施するとともに、県等が主催する同種講座等の情報提供に努めます。	福祉課
③男女共同参画に関する講座や研修への参加助成	●「男女共同参画研修参加補助金交付制度」による男女共同参画に関する講座や研修への参加助成を継続するとともに、広報等での情報発信に努め、制度の積極的利用を図ります。	福祉課

管理指標と数値目標

管 理 指 標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
学校教育の場では男女の地位が「平等である」と思う町民の割合	49.2%	60%
男女共同参画研修参加補助金交付制度による年間補助件数	9件	10件

基本目標2 男女がともに活躍できる社会環境づくり

◆重点目標1 社会における意思決定過程への女性の参画の促進

男女共同参画社会を形成していくためには、男女がともに広く地域や社会の活動に参加していくとともに、政策をはじめ社会のあらゆる意思決定の場に男女が対等な立場で参画し、多様な考え方を生かしていくことが大切です。しかし、現実には様々な分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、社会の意思決定に関わる場面においては、男性に比べ、女性の参画が十分とは言えない状況が見られます。

このような状況を見直し、社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるためには、女性が活躍できるような環境の整備を進める必要があります。また、女性自身がさらに力量を高めていくこと（エンパワーメント）も重要です。

現状と課題

本町における意思決定過程への女性の参画度合いの一つの目安となる、審議会等の委員の女性割合は35.9%（平成31年4月1日現在）となっており、前計画における目標値の30%は達成しています。しかし、第4次福岡県男女共同参画計画の目標値（令和2年度）が40%と設定されていることから、今後も引き続き登用促進の努力が必要です。

また、本町における女性職員の割合は39.7%で、役職者（係長以上）における女性の割合は21.3%（平成31年4月1日現在）となっています。平成28年度に改正した「遠賀町特定事業主行動計画」に基づき女性役職者（係長以上）を増やす取組を行っていますが、さらなる職員の意識改革と人材育成の推進を図る必要があります。

一方、本町内の自治会長のうち女性の割合は13.0%、同じく公民館長は8.0%（いずれも平成31年4月1日現在）で、実際に多くの女性が携わっている地域活動団体においても、会長をはじめとした役職は男性で占められているケースが多く見られます。単に参加するだけでなく、意思決定や対外的な交渉にも参画することが女性自身のエンパワーメントにもつながることから、地域団体などの運営や活動への参画促進を図るため、固定的な性別役割分担意識の解消や女性の能力向上のための研修開催の取り組みが必要です。

施策の方向

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定の場へ女性の積極的な登用を引き続き促進していくとともに、行政においては、人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

施策項目	取組内容	担当課
① 審議会等における女性登用の積極的拡大	● 審議会等における委員選定時の女性委員割合の原則40%以上を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「遠賀町女性人材バンク」の活用を図りながら女性委員の登用に努めます。	福祉課 関係各課
	● 子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。	関係各課
② 行政における男女共同参画の推進	● 性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「遠賀町特定事業主行動計画」に基づき、町が事業者の模範となるための取組を進めます。	総務課

2 事業所・地域活動団体などにおける女性の参画促進

事業所や地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、方針決定にかかわる場への参画を進めるための働きかけや女性の登用にかかる情報提供などの周知・啓発を行います。

施策項目	取組内容	担当課
① 事業所・団体等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進	● 事業所や地域活動団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課

3 女性リーダーの人材育成等

方針決定の場へ女性が積極的に参画するよう、女性自身の意識や行動の改革を促すとともに、女性リーダーの育成と女性が能力を十分に発揮できる環境づくりを図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①女性の意識改革に向けた啓発	●固定的な性別役割分担意識にとらわれず、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。	福祉課
②女性リーダー等の人材育成	●地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課
③女性人材バンク登録者リストの整備・活用	●様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	福祉課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
町の審議会等の女性委員の割合	35.9%	40%
自治会長に占める女性の割合	13.0%	20%
公民館長に占める女性の割合	8.0%	20%
町職員の役職者（係長以上）に占める女性の割合	21.3%	30%
女性人材バンクへの登録者数	17人	30人

◆重点目標2 働く場における女性の活躍促進

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。

また、今日の少子高齢・人口減少社会においては、経済社会の活力を維持するため、労働力を安定的に確保することが重要となっています。我が国では、働く場面において、特に女性の力が十分に発揮できているとはいえない状況であり、このことを踏まえ、働くことを希望する女性はその希望に応じた働き方を実現し、活躍できる社会づくりを目的とした「女性活躍推進法」が平成27年に公布されました。

働く男女が就労を続けていくためには、職場での固定的な性別役割分担意識を払拭し、働く意欲を高めていかなければなりません。また、男女ともに育児休業の取得など、仕事と家庭・地域活動などを両立させ、生涯を通じて安心して働き、生活できるよう、町民や事業者への啓発を行うとともに、社会環境の整備を進める必要があります。

また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズにこたえるという意義もある反面、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状は、女性の貧困や男女の賃金格差の一因ともなっているため、非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換に向けた一層の取組が必要です。

そのため、働く女性とその能力を十分に発揮できるよう、男性とともに長時間労働の削減、休暇の取得などによる働き方改革を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様で柔軟な働き方ができる働く人の立場に立った環境整備と、男女間格差の是正に向けた事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促進する必要があります。

現状と課題

本町の女性の年齢階層別労働力率は、国・県と同様、30～34歳を底とするM字カーブを描き（図3-5参照）、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が見られます。町民意識調査結果によると、「子どもができたら一旦退職し、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と考える女性も37.5%と少なくない（図3-6参照）ことから、就業の中断が本人の希望に基づくものであれば問題ありません。しかし、「子どもができたら一旦退職し、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という考えは、

従来の固定的な性別役割分担意識という一面もあり、そういう周囲の意識も含め、現実には働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性も少なくありません。妊娠・出産・育児休業などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）を受けることなく就業を継続していくためには、多様な働き方に対応した就業支援や環境整備が重要です。

また、男女雇用機会均等法の改正などの法整備により、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などの条件整備は進みつつありますが、町民意識調査結果を見ると、職場では男性の方が優遇されていると感じている人が 54.7%を占めています（図 3-1 参照）。一方、現在勤めている職場が女性にとって働きにくいと感じている人は、男性で 27.2%、女性で 11.8%となっており（図 3-7 参照）、一見、女性の方が働きにくいと感じている人が少なく見えますが、これは現に勤めている女性への質問であり、むしろ働きにくさを感じない職場であるからこそ、女性が勤められていることの証左と捉えることが妥当です。なお、女性が働きにくいと感じる理由としては「能力を正に評価されない」「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でない」が上位にあがっています（図 3-8 参照）。

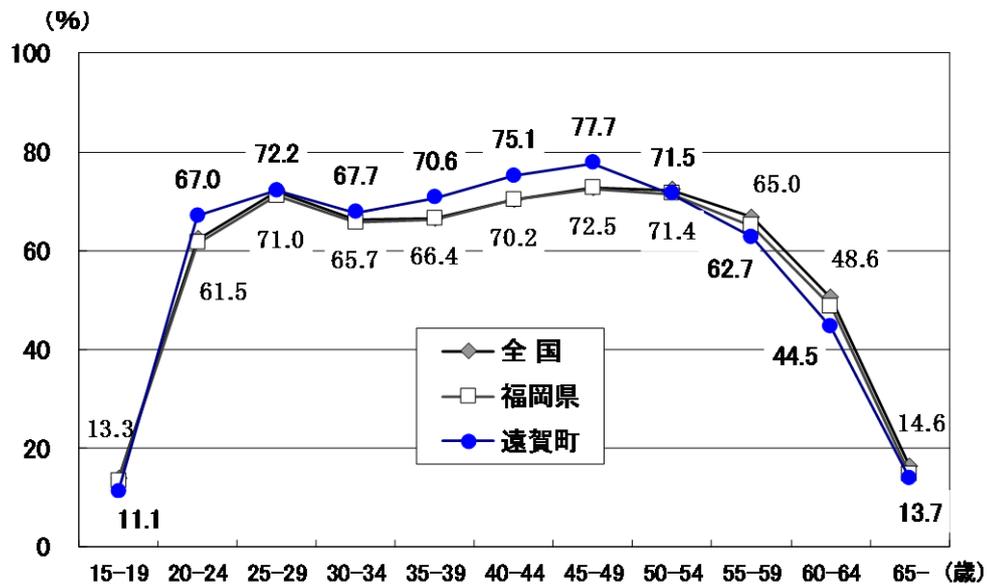
一方、農業分野においては、就農者の高齢化が進み、農業後継者が不足する中、女性農業者はその担い手として重要な役割を果たしています。しかしながら、固定的な性別役割分担意識が根強く残る分野であることから、男性が自営業主で女性は家族従事者という農業の補助的な立場にあるという実態が多くみられ、農業分野における男女共同参画の推進の障害になっています。これからの農業を女性や若者にとっても魅力ある産業とするためには、労働時間や休日などが不明確になりがちな就業条件や業務分担を明確化する家族経営協定*の締結を促進し、やりがいのある農業経営に転じていくことが必要です。

また、自営業の場合、家族従業者には決定権がなく資産も持たない場合が多く、農業や自営業等に従事する女性の就業環境の整備に向けた取組を啓発するとともに、経営等への参画を促進するための支援も必要です。

※家族経営協定：

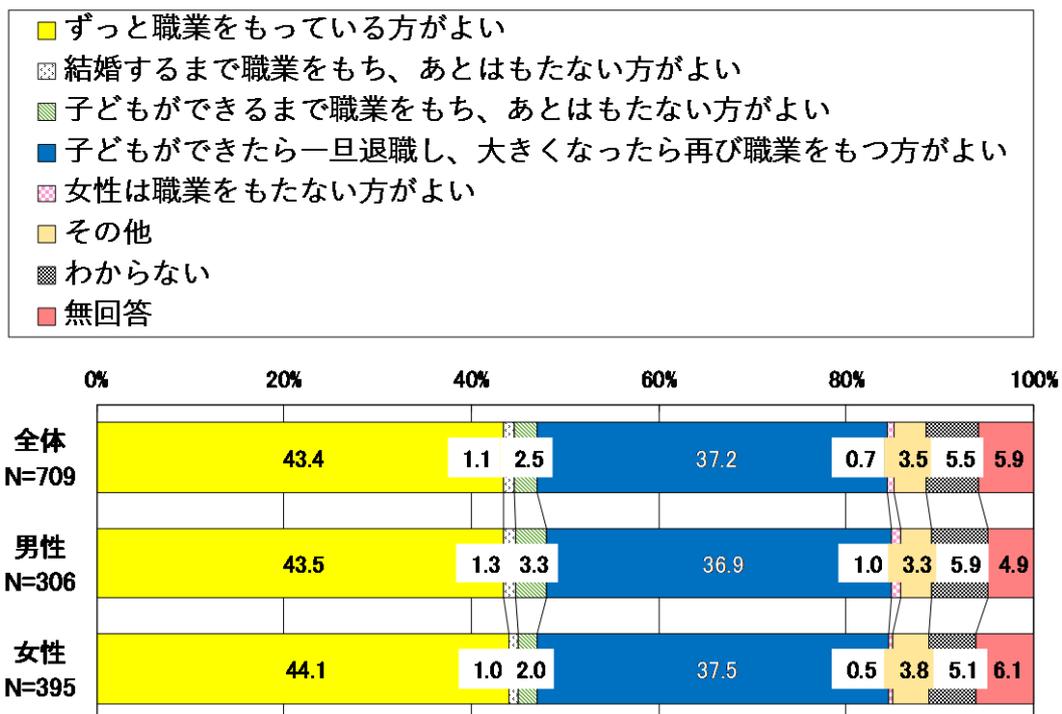
家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。

図3-5 女性の年齢階層別労働力率



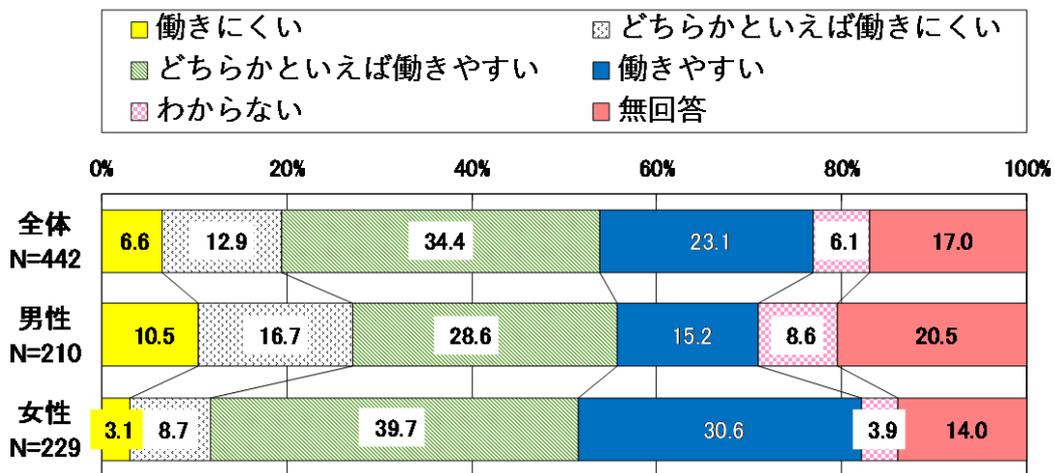
資料:平成27年国勢調査

図3-6 女性が職業をもつことについての考え



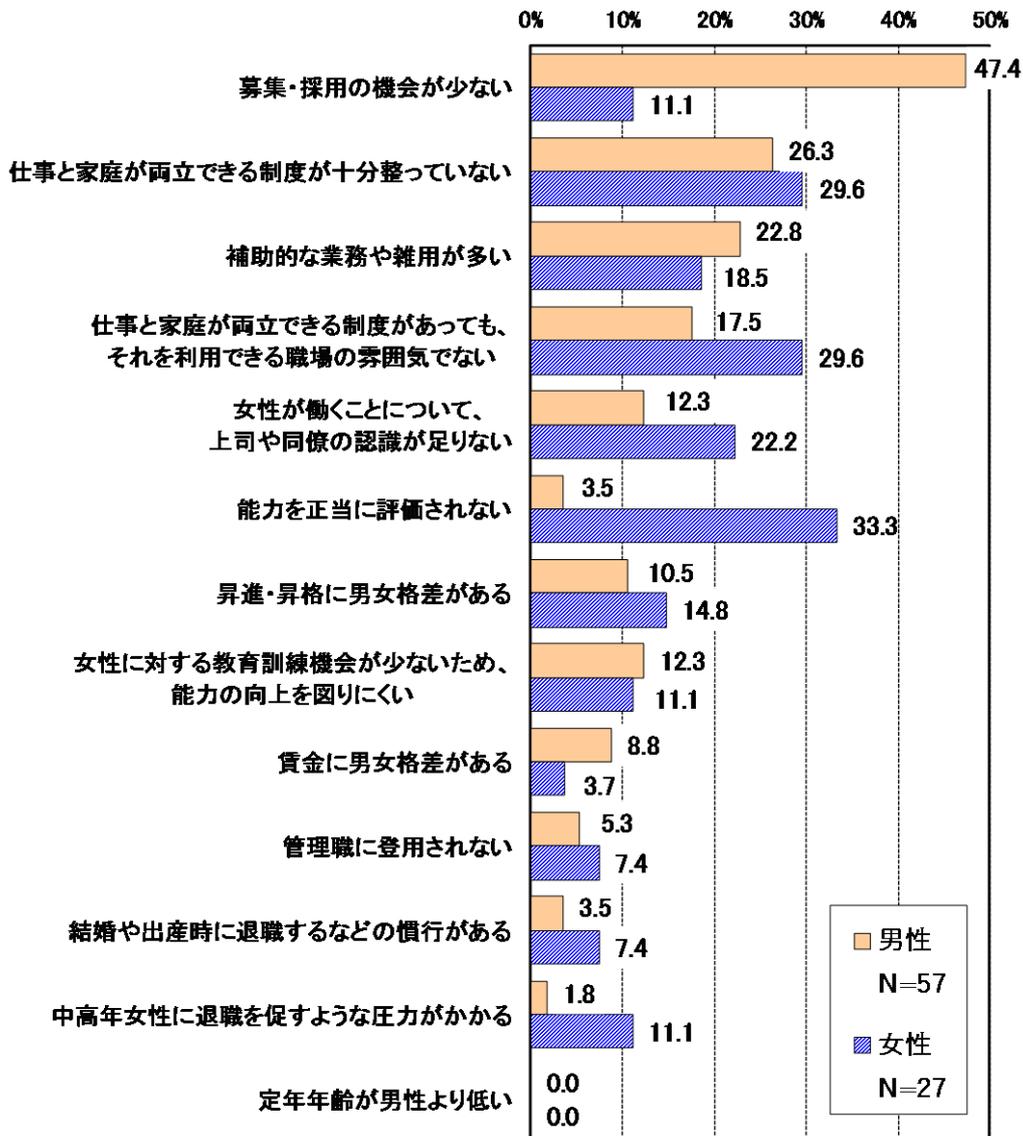
資料:町民意識調査結果

図 3-7 現在勤めている職場は女性にとって働きやすい職場か



資料：町民意識調査結果

図 3-8 女性にとって働きにくいと思う点



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても女性が働き続けられるよう、支援に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①事業所における情報提供・啓発	●雇用条件や就労環境の改善、各種ハラスメントの防止、育児休業・介護休業制度の利用促進等、誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を行います。	福祉課
②労働に関する相談事業の充実	●職場における労働問題に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。	まちづくり課
③男女共同参画推進事業者登録制度の周知と登録事業者の紹介	●男女共同参画を推進する町内事業所を対象に男女共同参画推進事業者登録制度の周知と登録の呼びかけを行うとともに、町ホームページや広報への掲載等により、登録事業者の紹介を行います。	福祉課 まちづくり課

2 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、正規・非正規雇用、起業、在宅ワークなど、それぞれ希望に応じた様々な条件、雇用形態での働き方が選択でき、かつ、いずれの働き方を選んでも働きつづけることができるよう支援の充実に努めるとともに、女性の再就職等を支援します。

施策項目	取組内容	担当課
①女性の再就職や就労継続等への支援	●就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換など、女性のチャレンジを支援するための相談や関係機関等の情報収集と提供に努めます。	福祉課 まちづくり課

施策項目	取組内容	担当課
②町女性職員の積極的育成・登用	●女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、職域を拡大するとともに、人材育成に取り組み、町女性職員の管理職登用の推進に努めます。	総務課
③女性教職員の管理職への登用推進	●女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	学校教育課
④女性の起業支援	●関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携し女性の起業を支援します。	まちづくり課

3 農業や自営業等における女性の就労環境の改善

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおける女性の就労環境の改善を図り、男女共同参画を促進します。

施策項目	取組内容	担当課
①家族経営・小規模事業所などへの意識啓発	●家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発に努めます。	まちづくり課
②家族経営協定の締結促進	●家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。	まちづくり課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
職場における男女の地位が「平等である」と思う市民の割合	22.3%	40%
男女共同参画推進事業者登録数	19事業者	25事業者

◆重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と、子育てや家庭生活、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれている状態を指します。仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児・介護、地域活動、自己啓発などの活動も暮らしに欠かすことのできないものであり、男女ともにその充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解が不可欠です。少子高齢化の進行により労働人口が減少する中、事業所にとっては優秀な人材の確保が重要な課題となっていますが、時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な事業所は、女性の就業の定着率が高まる傾向にあるほか、就職希望者も増え、優秀な人材が集まりやすくなっています。また、従業員自身が労働時間の管理や仕事の効率化を意識するようになり、生産性の向上につながるというメリットもあることから、さらなる事業所への啓発が必要です。

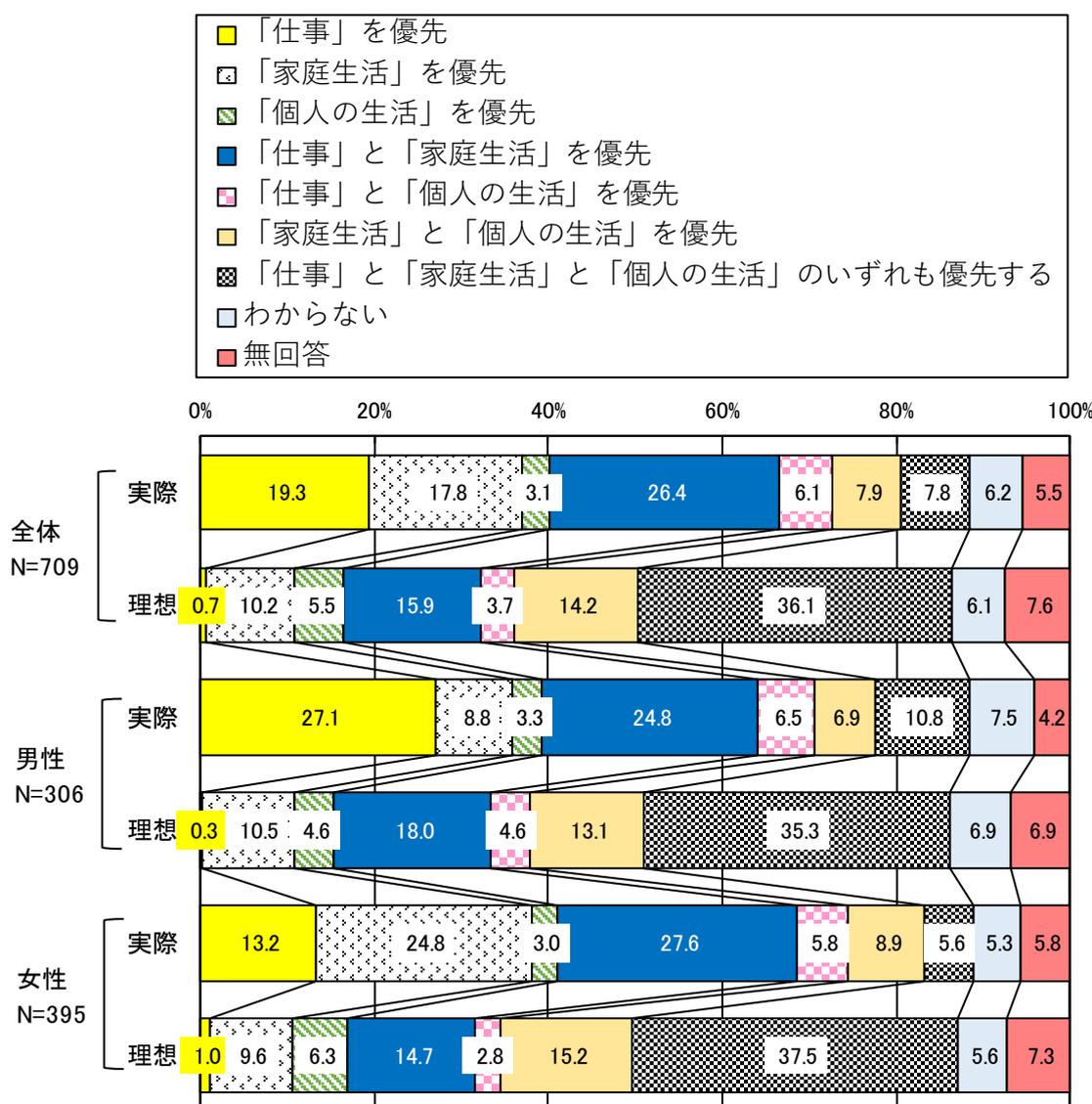
現状と課題

「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度に関する町民意識調査の結果を見ると、男女ともに、『「仕事」を優先』することを理想と考えている人は少なく、『「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」のいずれも優先する』ことを理想と考える人が最も多くなっています（図3-9参照）。しかし、実際にそうできている人の割合は少なく、男性では『「仕事」を優先』、女性では『「仕事」と「家庭生活」を優先』していると回答した人が最も多くなっています（図3-9参照）。

ワーク・ライフ・バランスについては、町民の認知度もまだ十分とは言えず（図3-10参照）、男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要だと思える条件として、男女とも「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」を筆頭に事業所の理解を不可欠とする項目の回答割合が高かった（図3-11参照）ことから、ワーク・ライフ・バランスの必要性和、その実現がもたらす効用について、町民、事業所双方への周知・啓発が必要です。

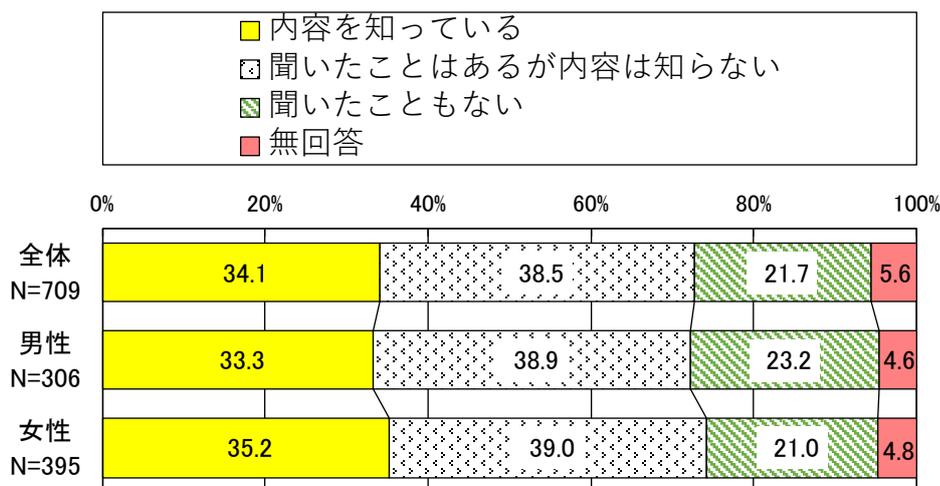
また、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、依然として女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減していく必要があります。子育て支援については「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」、介護サービスについては「遠賀町高齢者福祉計画」と福岡県介護保険広域連合が策定している介護保険事業計画に基づき、それぞれ整備・充実が図られていますが、ワーク・ライフ・バランス実現のためにも、さらなる子育て・介護環境の整備・充実が必要です。

図 3-9 「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度



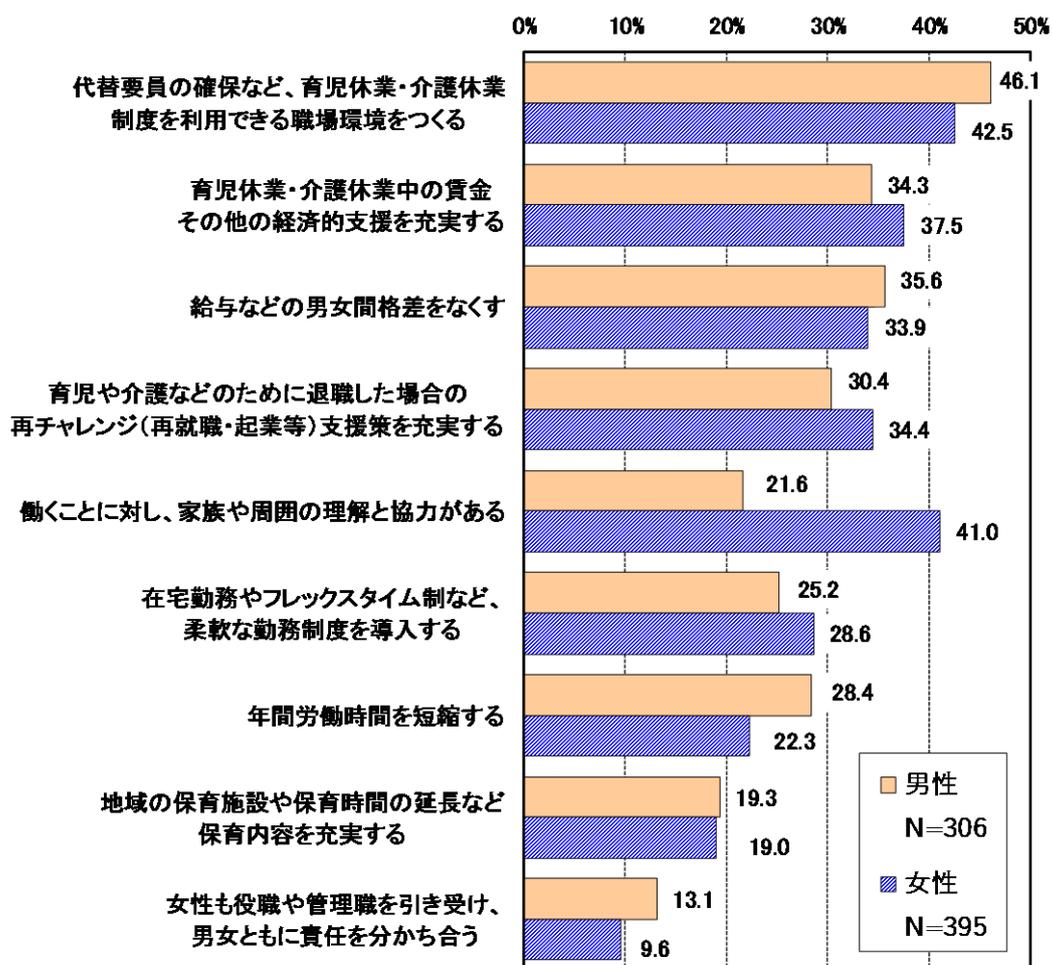
資料：町民意識調査結果

図 3-10 ワーク・ライフ・バランスの認知度



資料：町民意識調査結果

図 3-11 男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	● 広報等を活用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めるとともに、男性の長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発を行います。	福祉課
②事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発	● 事業所が時間外労働の削減や育児・介護休業の取得など、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて周知を図ります。	福祉課
③町職員のワーク・ライフ・バランスの実践	● 「遠賀町特定事業主行動計画」に基づき、町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践に努めます。	総務課 全庁

2 仕事と家庭・地域活動などの両立支援

男女ともに仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、子育て支援・介護サービスの充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実	● 「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの充実を努めます。	健康こども課
②子育て支援環境の整備充実	● 子どもを持つ親の不安感を解消するため、子育て世代包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種体験教室の開催など、子ども同士・親同士の交流を図ります。	健康こども課

施策項目	取組内容	担当課
③高齢者等への介護環境の整備充実	●介護保険制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	福祉課
	●認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	福祉課
	●家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	福祉課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
町職員の男性の育児休業取得率	14.2%	20%
ぐっぴいの年間利用世帯数	2,187世帯 (H30実績)	2,200世帯
認知症サポーターの養成数(延べ人数)	969人	2,000人

基本目標3 男女がともに支えあう安全・安心な暮らしづくり

◆重点目標1：家庭における男女共同参画の促進

家庭では、男女がともに家事、育児、介護などについて家族としての役割を果たしながら、ともに支え合い協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭ではその大半を女性が担っているのが現状です。以前から、いわゆる専業主婦を中心とする、家庭における女性の無償労働（アンペイドワーク）による貢献度を適正に評価する必要性が指摘されてきましたが、夫婦共働きが一般化した現代にあっても、男女の役割分担は従来と変わらない家庭が少なくありません。家庭のことを女性だけの役割とせず、男性も家事、育児、介護などに積極的に関わる必要があります。男性の従来の仕事中心の意識・ライフスタイルから仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルへの転換を図り、男女が相互に協力し合う関係を築くことは、女性の負担を軽減し、その社会参画を促すだけでなく、男女双方のワーク・ライフ・バランスにつながることもなります。

男性の家庭生活への参画を促すため、広報、啓発活動や学習機会の提供及び公的な子育て支援・介護サービスなどの利用促進も含めた支援体制づくりが必要です。

現状と課題

本町では、男女がともに家庭生活を担う環境づくりを進めるため、男性に対する意識啓発や子育て・介護支援の充実に取り組んできました。その結果、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった性別役割分担意識については、男女とも反対派が賛成派を上回るなど（図3-2参照）、一定の成果がうかがえますが、家庭における実際の役割分担については、意識レベルの変化ほどには改善が進んでおらず、炊事、掃除、洗濯などの家事が主に女性の役割となっている現状が浮き彫りとなっています（図3-12参照）。

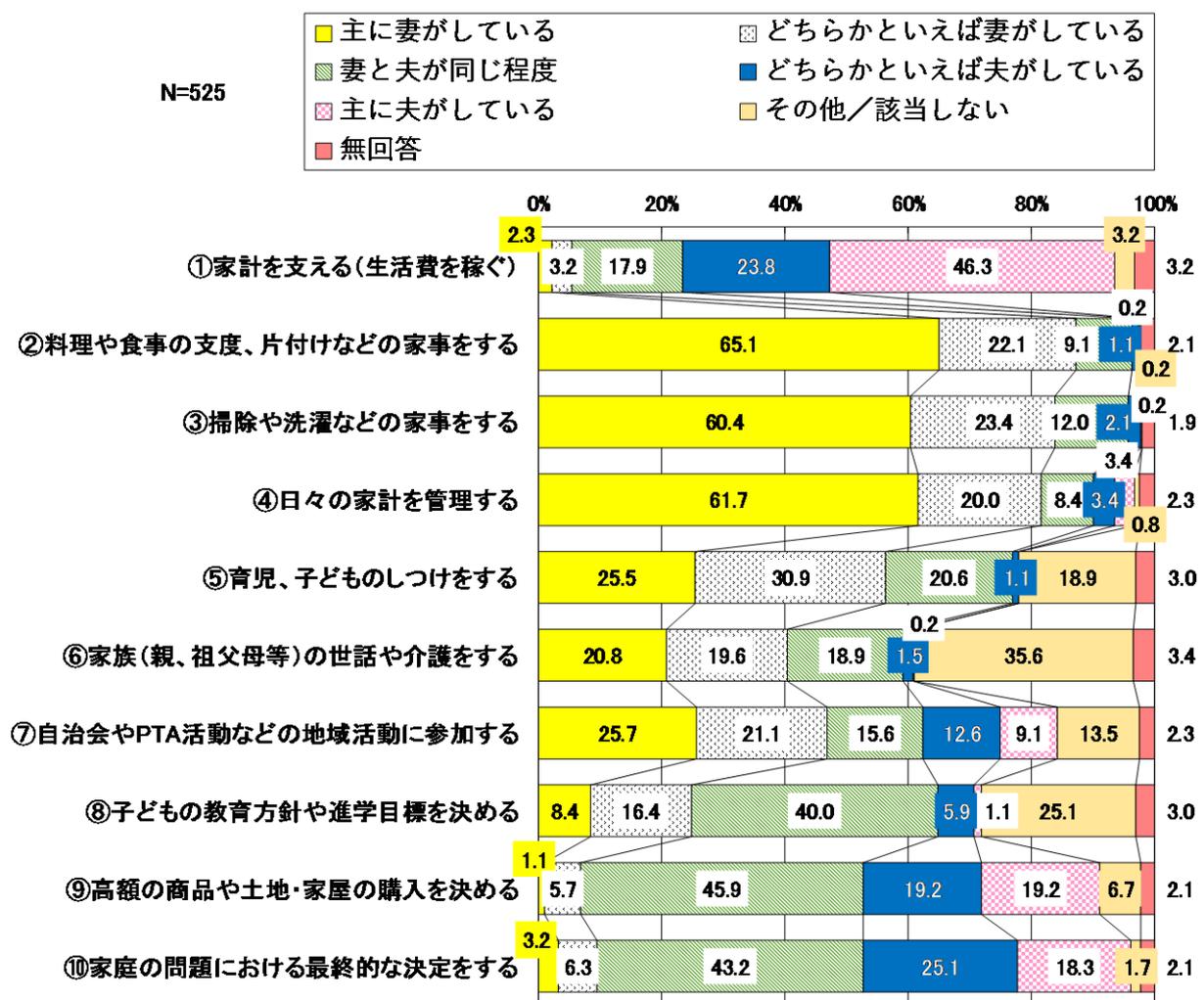
これら、女性に対する家事、育児の負担集中に伴うストレスや不安感、孤独感の増大は、近年の少子化の一因にもなっており、家庭における男女共同参画の促進は少子化対策としても重要です。そのため、「遠賀町人口ビジョン及び総合戦略」や「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」の推進にあたっては、男女共同参画の視点に立って、

多様な保育サービスの提供をはじめ、各種子育て相談、子育て情報・学習機会の提供など、幅広い子育て支援策を展開する必要があります。

一方、高齢者などの介護に関しては、介護保険制度導入以降、介護の社会化という考え方の浸透とともに、その基盤整備を進めてきました。しかし、在宅で主に家族が介護をしているケースでは、やはり女性がその役割を担っているケースが多くなっています（図 3-12 参照）。女性の介護負担を軽減するためにも、公的サービスや地域包括ケアシステムの一層の拡充を図るとともに、各種サービスに関する情報提供や利用しやすい環境整備が重要です。

なお、家庭においても、高額の商品や土地・家屋の購入など、重要な事項の決定権は男性にあるケースが多く（図 3-12 参照）、家庭における男女共同参画の実現には、これらの決定も含め、家族で十分話し合い、協力し合うことが重要です。

図 3-12 家庭における役割分担



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 固定的な性別役割分担見直しの促進

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①あらゆる機会を捉えた家庭における男女共同参画についての意識の醸成	●各種講座やセミナー、研修会等の学習機会や、町ホームページや広報など、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。	福祉課
②男性の生活的自立の促進	●男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。	福祉課 生涯学習課
③男女共同参画の視点に立った少子化対策の充実	●「遠賀町人口ビジョン及び総合戦略」に基づき安心して結婚・出産・子育てができる環境整備に努め、子育て世代の移住・定住を促進します。	行政経営課

2 子育て・介護環境の整備・充実

家庭における育児や介護などについての女性の負担を軽減し、男女がともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

施策項目	取組内容	担当課
①多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実 (再掲)	●「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの充実に努めます。	健康こども課

施策項目	取組内容	担当課
②子育て支援環境の整備充実 (再掲)	●子どもを持つ親の不安感を解消するため、子育て世代包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、子育てに関する相談、子育て情報の提供、各種体験教室の開催など、子ども同士・親同士の交流を図ります。	健康こども課
③高齢者等への介護環境の整備充実 (再掲)	●介護保険制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。	福祉課
	●認知症高齢者やその家族が安心して生活を送ることができるように、認知症に対する理解を深めるための普及・啓発に努めます。	福祉課
	●家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、相談事業等、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努めます。	福祉課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「主に妻がしている」「どちらかと言えば妻がしている」と回答した町民の割合	56.4%	30%
家庭における役割分担 「家族(親、祖父母等)の世話や介護」について、「主に妻がしている」「どちらかと言えば妻がしている」と回答した町民の割合	40.4%	30%
ぐっぴいの年間利用世帯数(再掲)	2,187世帯 (H30実績)	2,200世帯
認知症サポーターの養成数(延べ人数)(再掲)	969人	2,000人

◆重点目標2：地域社会への男女共同参画の促進

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し、支え合いながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

しかし、都市化の進展や個人、世代間の価値観の多様化を背景に、地域の帰属意識や人のつながりが希薄になり、地域活動などに参加する機会が少なくなっているのが現状です。また、地域コミュニティの弱体化に伴って、安全・安心の維持確保などの面で、不安や支障も出始めており、誰もが安心して暮らせる環境を確保し、防犯・防災、住環境など地域が抱える様々な課題に対応できる地域力を高めていくには、それらの活動を男女がともに担い、性別による偏りを無くすなど、地域における男女共同参画が不可欠です。そのためには、地域で暮らす様々な立場の町民が地域活動に参加・参画するための意識啓発や情報提供を行うとともに、誰もが主体的に地域活動に貢献できる体制作りや、地域ネットワークの構築と活動団体などに対する支援が必要です。

現状と課題

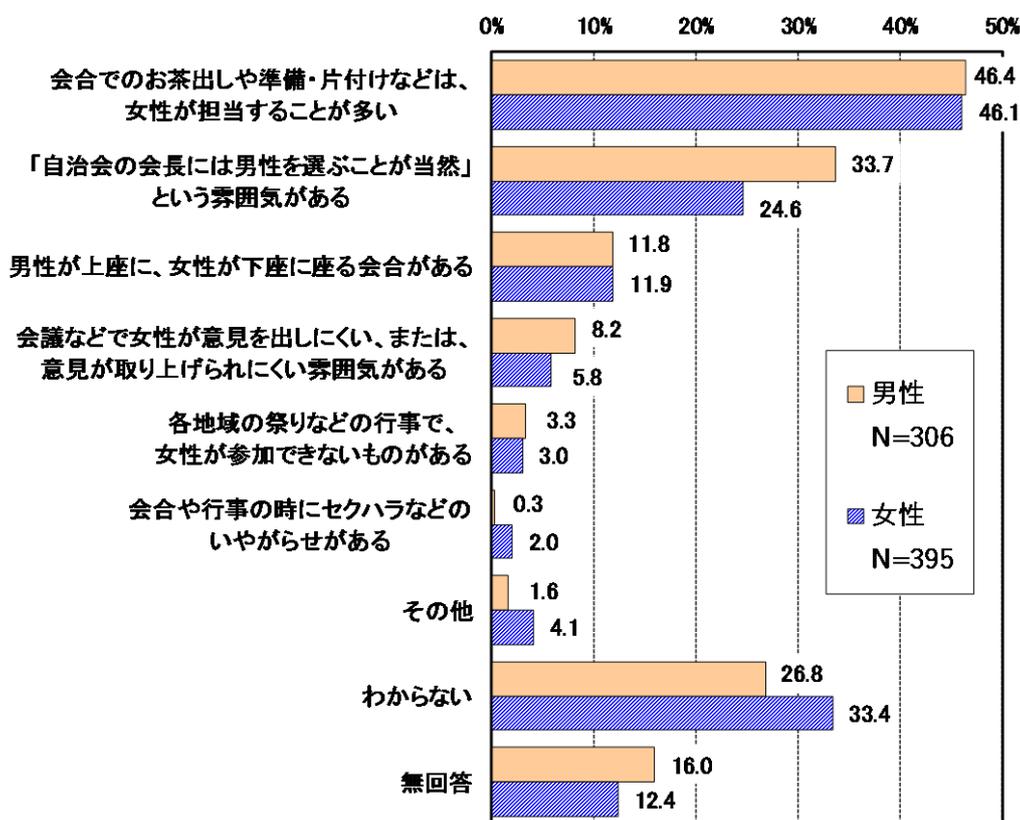
本町では、少子高齢化や核家族化などによる急激な社会の変化により、これまで地域が担ってきた「互助」「共助」の機能が低下しており、自治会をはじめとする各種団体では担い手不足や役員の高齢化、固定化を招いています。しかし、一方で、環境や福祉、防災などの様々な分野で活発に活動している町民団体も少なくなく、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、今後も地域の主体的な活動を促進し、町民と行政が一体となり施策を展開していくことが不可欠です。そして、このような町民参画と協働によるまちづくりには、幅広い年齢層の男女が対等な立場で連携しながら地域活動に参加・参画することが求められます。

町民意識調査の結果によると、地域活動の場で女性より男性が優遇されていると感じる割合が高くなっており（図3-1参照）、これは、地域の中に固定的な性別役割分担意識や習慣、しきたりが根強く残り（図3-13参照）、自治会長など役職につくのがほとんど男性という現状を反映していると思われます。しかし、女性がそのような役職につくことを推薦された場合に、「引き受けない」という回答が圧倒的に多く（図3-14参照）、その理由としては、責任の重さのほか、役職につく知識や経験の不足をあげる女性が少なくありませんでした（図3-15参照）。

しかし、女性は地域活動の現場を支えており、地域の課題を熟知していることも多いと考えられることから、その経験を活かして地域活動の決定権を有する立場に立つことはよりよい地域づくりにも求められることです。女性がリーダーとしての役割を果たせるよう、また、男性の意識改革が進むよう、男女それぞれへの啓発や学習機会の提供を進める必要があります。

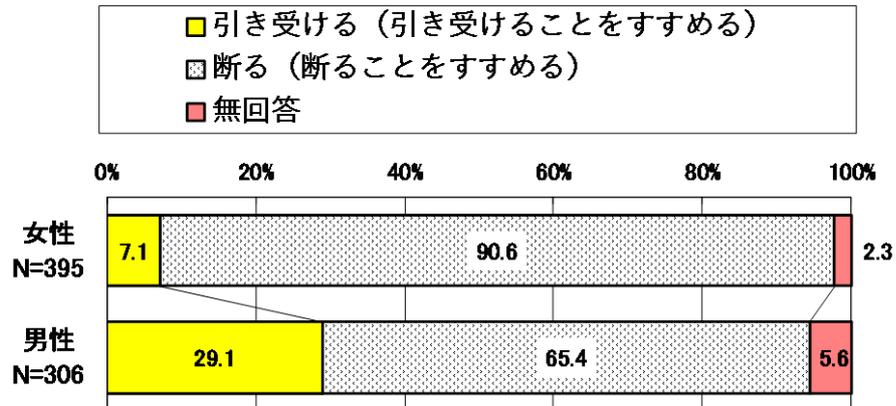
また、地域の安全・安心という見地からは、東日本大震災や熊本大地震の教訓を活かし、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策を行うとともに、性別に配慮した対応（図 3-16 参照）にとどまらず、様々な立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

図 3-13 住んでいる地域にあること



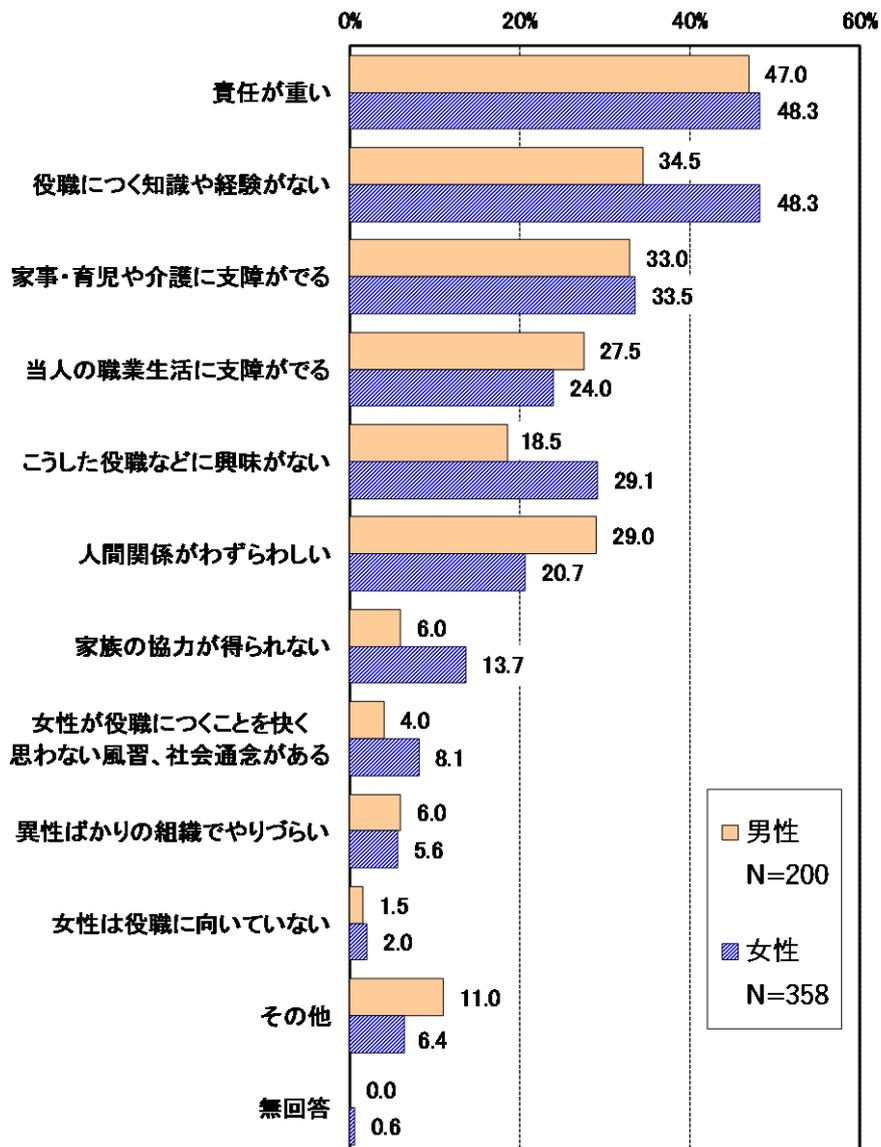
資料：町民意識調査結果

図 3-14 地域の役職に推薦されたら引き受けるか（女性）
妻など身近な女性が推薦されたら引き受けることをすすめるか（男性）



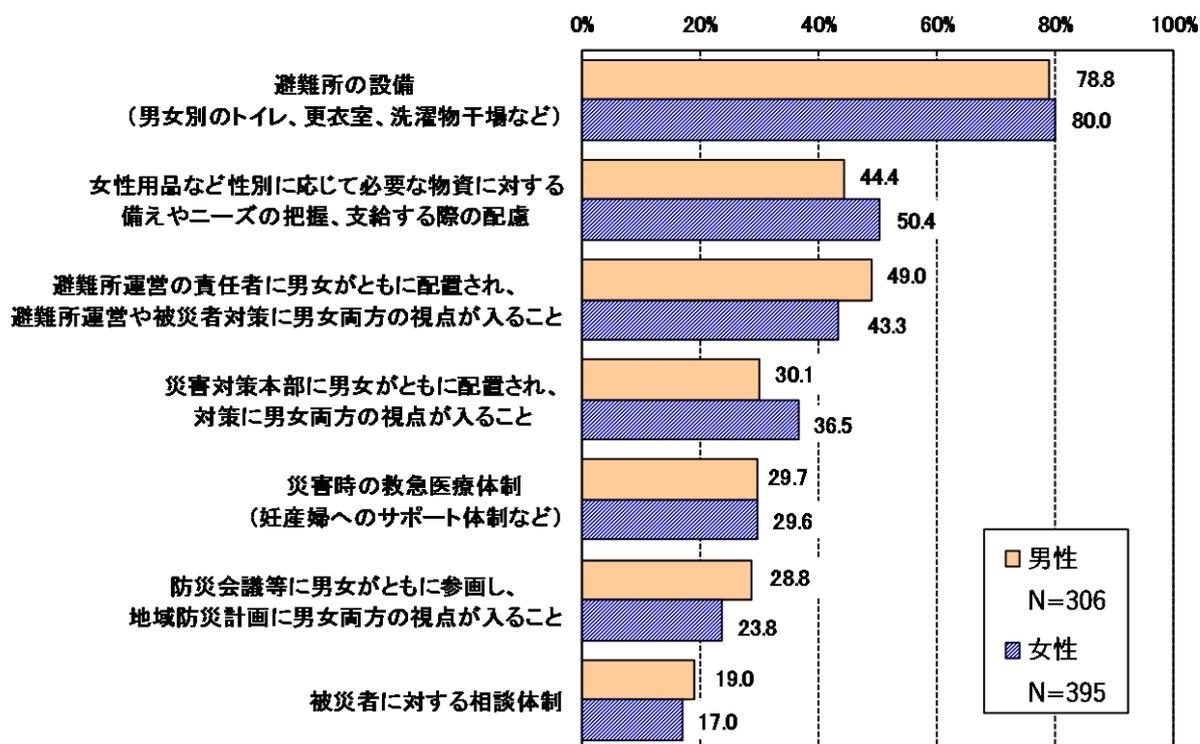
資料：町民意識調査結果

図 3-15 地域の役職を断る（断ることをすすめる）理由



資料：町民意識調査結果

図 3-16 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要だと思うこと



施策の方向

1 男女協働による地域コミュニティづくり

地域活動における男女共同参画の必要性について意識啓発を行うとともに、「遠賀町地域福祉計画」を踏まえ、性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員としての自覚を持って、まちづくり・地域づくりへの積極的な参加・参画ができる環境の整備と町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①地域活動における男女共同参画の推進	●地域の様々な活動について、性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活動の役割を担い、地域社会の一員として安心・安全に暮らしていけるよう意識啓発を図ります。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課
②国際理解と国際交流の推進	●地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課

施策項目	取組内容	担当課
③地域活動団体への活動支援	●各種地域活動の活性化を図るため、活動団体のネットワーク化やスキルアップに向けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化などの支援を行います。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課
	●町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。	福祉課 まちづくり課 生涯学習課

2 防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

性別や年齢にかかわらずあらゆる町民が防災・減災・災害復興に参画できるように防災意識の向上を図るとともに、男女のニーズの違いや、障がい者、高齢者、外国人など災害時に困難に直面する人々に配慮するなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災・減災・災害復興対策に取り組みます。

施策項目	取組内容	担当課
①防災・減災・災害復興の企画・立案における女性の参画促進	●「遠賀町地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画・立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	総務課
②自主防災組織等への女性の参画促進	●自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	総務課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
地域活動や社会活動の場では、男女の地位が「平等になっている」と思う町民の割合	32.4%	50%
女性消防団員の人数	1人	3人

◆重点目標3：性の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成にあたっては、男女それぞれの性や身体的特性を十分に理解し、尊重し合うことが大切です。男女それぞれが直面する健康上の問題に関する性差について正しく理解することは、互いの安心な暮らしにもつながります。男女の体の構造の差から、男女それぞれ特有の病気がありますが、特に女性には乳がん、子宮がんなど女性特有の病気に加え、妊娠や出産、更年期障がいなど健康面のリスクも多く、また、平均寿命が男性より長いことから、健康障がいと長くつきあうこととなります。そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」の視点も含め、女性特有の健康問題について、男性の理解を促すとともに、男女ともにそれぞれの健康問題について正しく理解し、こころとからだの健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援を行うことが重要です。

一方、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメントなどの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で絶対に克服しなければならない重要な課題です。

特にDVは、家庭内の問題として顕在化しにくく、当事者が自らの被害・加害に気づかないという状況もあります。そのため、DV防止にあたっては、予防の観点から、子どもの頃からの暴力を許さない意識づくりを徹底するとともに、あらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

また、近年、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノなど男女間の暴力も多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても情報の提供に努めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

現状と課題

性の理解と尊重については、現在、学校教育の中で、命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育などを行っています。子どものこころやからだの健やかな成長と、生涯を通じての健康づくりの基盤を形成するためにも、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実させる必要があります。

また、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援するための健康教育・相談体制、健康診査実施体制の充実はもとより、生涯を通じた女性の健康支援として、安全・安心に出産できる環境整備や、女性特有のこころやからだの悩み、更年期・不妊の悩みについても気軽に相談できる体制を充実させることが重要です。

一方、すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など様々で、女性だけでなく男性の中にも被害を受けている人はいます。しかし、相談件数や被害件数が多いのは圧倒的に女性であり、被害も深刻です。

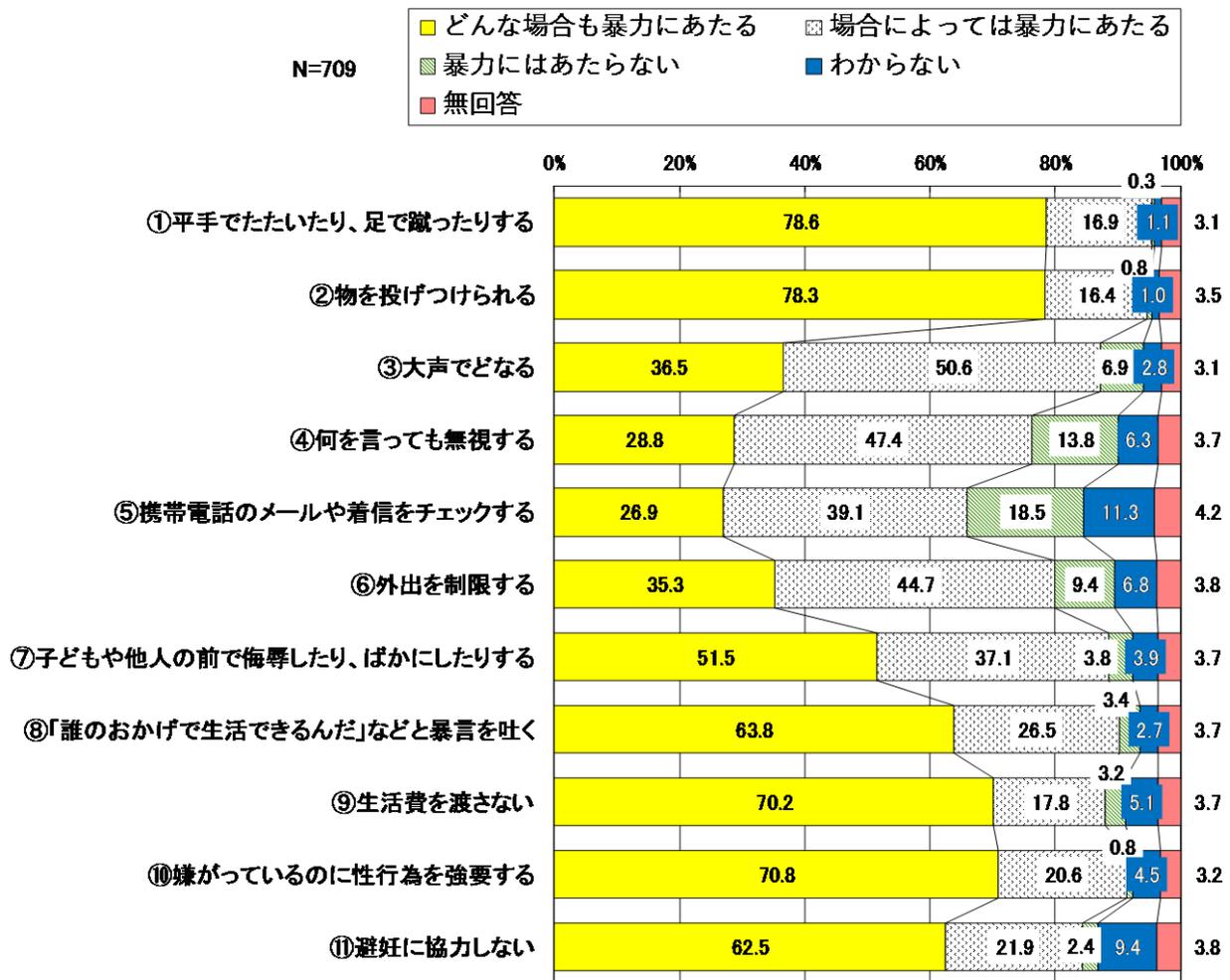
女性に対する暴力の背景には、暴力性を男らしさとして容認する風潮や、男女の経済力の格差など、男性優位の社会構造が考えられます。DVは、いつでも、誰にでも起こり得る問題として、町民一人ひとりが「どんな暴力も絶対に許さない」「被害を見逃さない」という意識を持つことが重要です。

DVに関する町民意識調査の結果を見ると、身体的暴力（図3-17の①②）がDVに該当するという認識はかなり広がっていますが、精神的な暴力（③～⑧）や経済的な暴力（⑨）、性的暴力（⑩⑪）については、男女ともまだ理解が十分とは言えない状況がうかがえます（図3-17参照）。また、実際に何らかのDVを受けた経験がある女性も少なくないことがわかります（図3-18参照）。

これら女性の暴力被害に対して、町では警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携による相談支援体制の充実を図ってきました（図3-19参照）。しかし、町民意識調査の結果を見ると、DVの被害にあった女性の半数以上が誰にも相談しておらず（図3-20参照）、その中には「相談しても無駄だと思った」「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った」と回答した人も少なくありません（図3-21参照）。DV被害が潜在化しないよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談員の資質向上等、さらなる支援体制の充実が必要です。

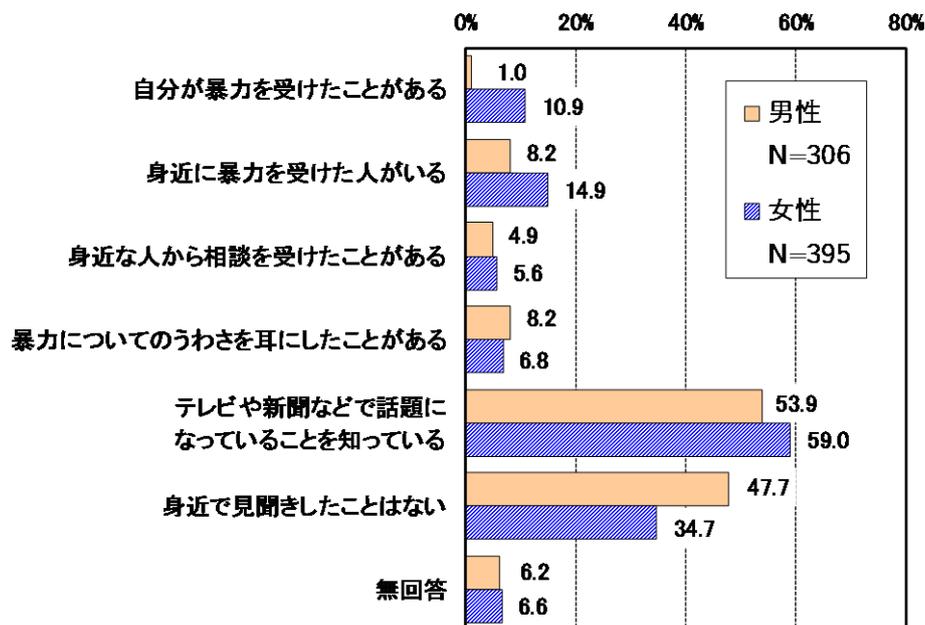
さらに、近年、若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー行為）も問題となっています。若者を被害者にも加害者にもしないための予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

図3-17 DVの認知度



資料：町民意識調査結果

図3-18 DVを受けたり、身近で見聞きしたりしたことがあるか



資料：町民意識調査結果

図 3-19 DVの相談支援ネットワーク

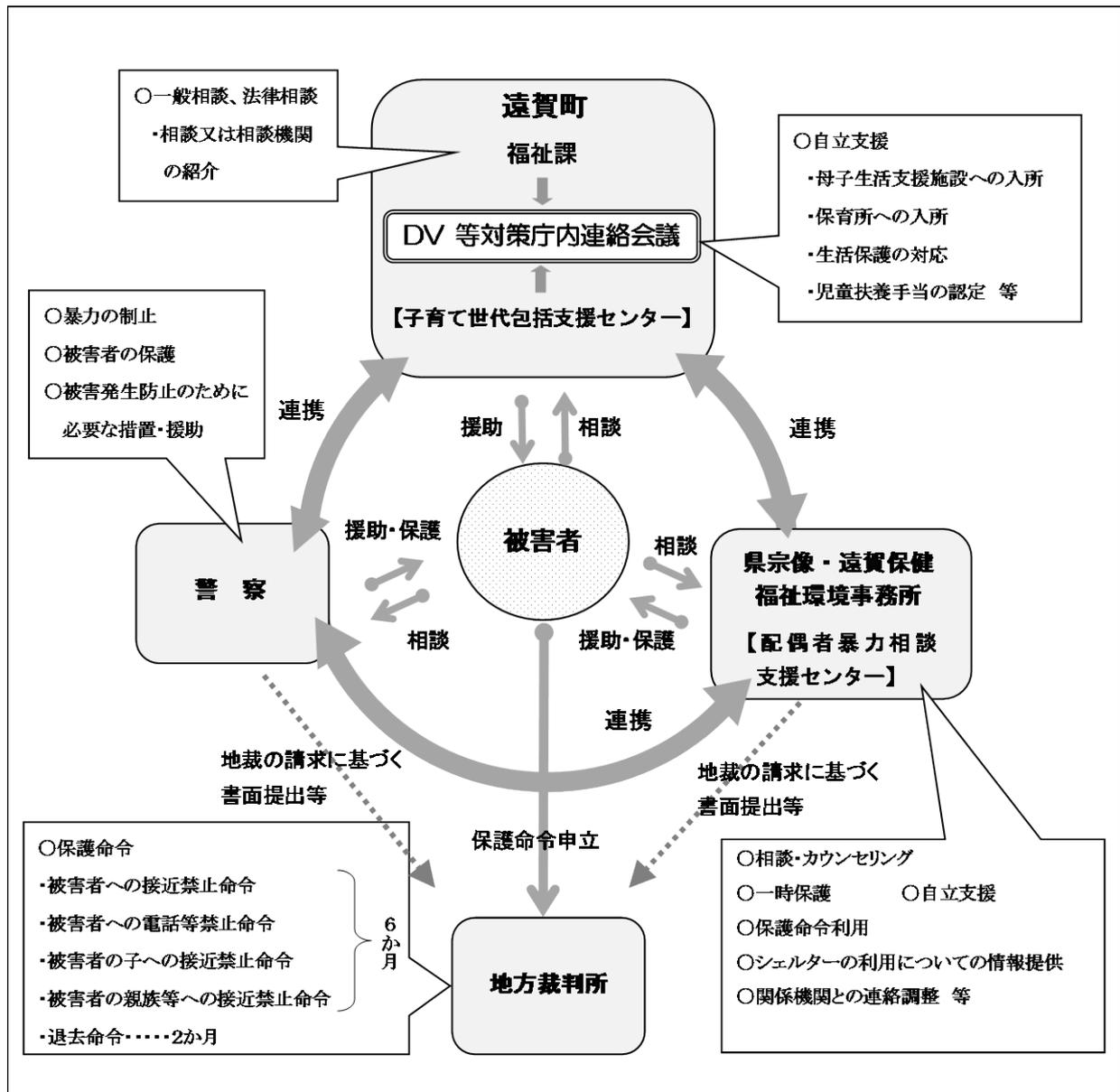
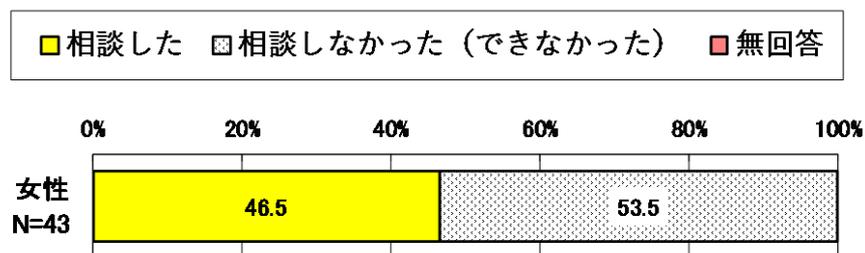
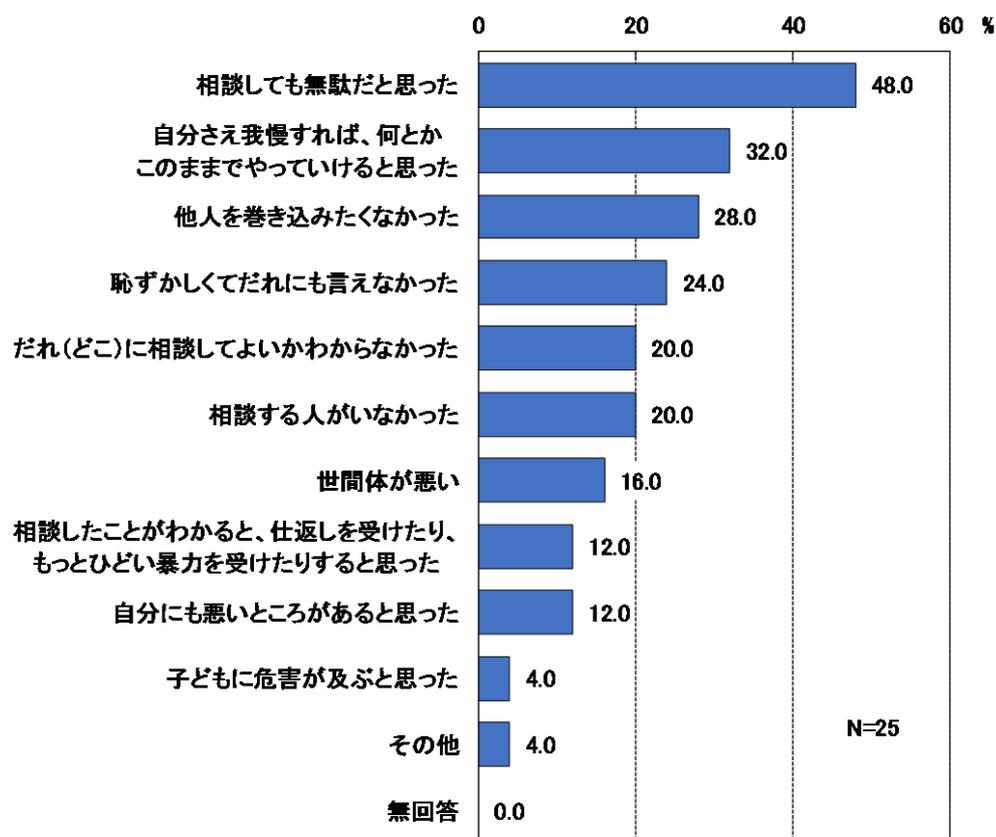


図 3-20 だれかに相談したか（自分が暴力を受けたことがある女性）



資料：町民意識調査結果

図 3-21 誰にも相談しなかった理由



資料：町民意識調査結果

施策の方向

1 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

男女それぞれの性や身体的特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた男女のこころとからだの健康支援を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①男女が互いを認め合うこころを養う学習の推進	●小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認め合うこころを養います。	学校教育課
②男女の健康づくりの普及・啓発	●町民の自発的な健康づくりのための啓発に努め、健康診査の受診を奨励するとともに、生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動等を中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、男女の健康づくりを支援します。	健康こども課
③生涯を通じた女性の健康支援	●性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めるとともに、妊娠・出産に関する正しい理解と認識を深め、安全・安心に妊娠・出産できる環境整備に努めます。	健康こども課
	●乳がん、子宮頸がん等女性特有の各種がん検診の受診勧奨を図るとともに、妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	健康こども課
④予期せぬ妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及・啓発	●予期せぬ妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。	学校教育課 健康こども課
	●発達段階に応じた性に関する指導と、性暴力は人権侵害であることを浸透させる教育を実施します。	学校教育課

2 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

女性に対するDVをはじめとするあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった町民の支援体制の充実を図ります。

施策項目	取組内容	担当課
①暴力を根絶するための基盤整備	●暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	福祉課 関係各課
	●男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDV等について啓発に努めます。	学校教育課
	●被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	福祉課
	●被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、各分野において切れ目のない支援を図ります。	福祉課
②セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進	●性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	福祉課
	●町職員へのセクシュアル・ハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	総務課

管理指標と数値目標

管理指標	令和元年度 (現状値)	令和6年度 (目標値)
DV防止法について「内容を知っている」と回答した町民の割合	36.0%	50%

◆重点目標4：様々な困難を抱える人への支援

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。

現状と課題

女性は結婚や出産、育児等ライフイベントにより生活スタイルが変わることでの影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。

特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援が必要です。

また、困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人がいる人が少なくなっていることから、孤立化を防ぐことが急務です。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が的確に行われるよう、連携協力体制の強化も必要です。

女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれないう、生活や就業面の支援や人権擁護の取組が必要です。さらに、最近では性的少数者の人権問題が顕在化しつつあり、性別違和^{※1}や性的指向^{※2}等を理由に困難な状況に置かれないう、その理解の促進など新たな取組が求められています。

※1 性別違和：

生物学的な性別（からだの性）と自己意識（こころの性）の不一致により違和感を覚えること。

※2 性的指向：

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

施策の方向

1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、生活支援や就業支援を行い、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

施策項目	取組内容	担当課
①相談・情報提供の充実	●ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、窓口での相談受付とあわせて各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。	健康子ども課

2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

貧困や社会的孤立等、複雑・多様化する課題を解決し、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体が密接に連携し、総合的な支援を行うとともに、相談体制を整備します。

施策項目	取組内容	担当課
①生活相談への積極的対応	●生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体等が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。	関係各課
	●児童・生徒の保護者の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行います。	学校教育課
②生活の支援	●利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザイン*の視点に立った整備・改善を促進します。	関係各課
	●高齢者や障がい者、外国人であることなどに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図ります。	福祉課
③性別違和や性的指向等に関する理解の促進	●性別違和や性的指向等に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	福祉課

施策項目	取組内容	担当課
④性別違和や性的指向等により悩みを抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応	<ul style="list-style-type: none"> ●性別違和や性的指向等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。 	学校教育課

※ユニバーサルデザイン：

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの方が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすることであり、その対象は、ハード（施設や製品等）からソフト（教育や文化、サービス等）に至るまで多岐にわたっている。



第4章 計画実現のために



1 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に重要と思われる取組を掲載していますが、すべての町職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。男女共同参画に関する職員研修のほか、男女共同参画施策を全庁的に推進する中で町職員一人ひとりに対し理解の浸透を図るとともに、町役場が一つの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

また、全庁をあげて男女共同参画を推進するため、定期的を開催している「男女共同参画ワーキング」において、関係各課の進捗状況の把握を行うとともに、庁内の推進組織として設置している「男女共同参画推進委員会」において、推進上の問題や改善すべき点等を共有し、問題の解決を図ります。

2 町民・事業者等との連携・協働の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのこととして取り組むとともに、事業者等の主体的な参画が必要です。そのため、あらゆる手段と機会を活用しながら、町民及び事業者等に対する広報・啓発を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向け、町民、地域団体、事業者等と連携を取りながら、活動の展開を図ります。

また、町は町民や事業者等との連携を進め、事業を協働で実施したり、町民や事業者等が実施する男女共同参画に関する事業に積極的に協力したりするなど、協働による男女共同参画を推進します。

さらに地域活動団体等の地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を進めることにより、持続性のある取組を可能にする環境づくりを行います。

3 国、県、他市町村との連携及び協力

本計画の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進委員会」への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、計画及び計画の進捗状況について広く町民に公表します。



資料編



1 男女共同参画関係用語解説

● 【あ行】

アンペイドワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。内閣府では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを楽しむ主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供される行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことで、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することで福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としています。労働者が申し出を行うことで育児休業・介護休業を取得することを権利として認めています。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用した会員制ないし登録制のサービスのこと。友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といった自身と直接関係のない他人との繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供しています。自分のプロフィールや写真を会員に公開する機能や、互いにメールアドレスを知られることなく別の会員にメッセージを送る機能、友人に別の友人を紹介する機能、趣味や地域などテーマを決めて掲示板などで交流できるコミュニティ機能などで構成されています。

M字カーブ（M字曲線）

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する

という特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

LGBT

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとった総称です。

エンパワーメント

「力をつけること」と直訳されます。女性の能力の開発と発揮、女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとする概念です。

● 【か行】

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のことです。

クォータ制

ポジティブアクションの具体的・積極的方策のひとつで割当制をいいます。たとえばノルウェーでは、政府の公的委員会は「少なくとも一方の性が40%を下回ってはならない」と立法化されています。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む子ども数に相当するとされています。

固定的な性別役割分担

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

【さ行】

参画

単にイベントなどに加わることは「参加」ですが、参加という段階からさらに一步踏み込んで、政策の企画立案や決定にも自らの意思で関わり、意見や考えを述べ、負担も責任も担い合うという主体的かつ積極的な態度や行動を「参画」としています。

ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があり、一方社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的文化的性別」（ジェンダー）といいます。「社会的文化的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダー統計

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計です。

ジェンダーの視点

ジェンダーが性差別や固定的な性別役割分担、偏見等に繋がっている場合もあり、これらが社会的文化的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のことで1979年に国連総会において採択された条約です。この条約は、男女平等を実現するために、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても差別を撤廃することを内容としています。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法などの法整備を行い、1985年にこの条例を批准しました。

第1条で「女子に対する差別」とは性に基づく区別、排除又は制限としています。

性的指向

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。

性の商品化

女性をひとりの人間としてとらえるのではなく、性だけを人格と切り離し、性的対象物としてみるものであり、性を売買の対象とするものです。

性別違和

生物学的な性別（からだの性）と自己意識（こころの性）の不一致により違和感を覚えることをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こりえるものです。

積極的改善措置（ポジティブアクション）

過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益を被っている女性や少数民族、障がいのある人などに対して、一定の枠を設け実質的な平等を実現することを目的とした暫定的な措置のことです。

男女共同参画社会基本法第8条では、積極的改善措置は国の責務として規定されており、この考えに基づき、審議会等への女性委員の積極的な登用等を実施しています。

SOHO（small office home office）

企業に属さない個人起業家や自営業者などが情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型の就労形態をいいます。就業形態の多様化の中で、労働者がその価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが必要です。

【た行】

ダイバーシティ

直訳すると「多様性」という意味で、一人ひとりが持つ違い（性別、人種、国籍、宗教、年齢、職歴など）を受け入れ、それぞれを価値として活かすことで企業の競争力につなげようという考え方です。

ダイバーシティという考え方は、1960年代の米国で公民権運動など人権問題への取り組みのなかで生まれたもので、「黒人と白人女性」に対する差別的な人事慣行（採用、業績評価など）を撤廃しようという動きが発端となり、やがてマイノリティ（障がい者、高齢者など）をすべて包括する考え方になり、企業社会の中へと浸透していきました。現在では、企業競争力の観点から重要性を増しています。

男女共同参画センター（女性センター）

都道府県、市町村等が自主的に設置している女性のための総合施設です。「男女共同参画センター」「女性センター」などの名称のほか、通称で呼ばれているものもあります。

また、公設公営や公設民営だったり、男女共同参画センターのみの単独施設や他の機関との複合施設だったり、その運営方式や施設形態は、様々です。男女共同参画センターでは「女性問題の解決」「女性の地位向上」「女性の社会参画」を目的とし、女性が抱える問題全般の情報提供、相談、研究などを実施しています。

「配偶者暴力相談支援センター」に指定されている施設や配偶者からの暴力専門の相談窓口を設置している施設もあります。

男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のことで、雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律です。1986年6月に施行され、1997年に大幅な改正が行われました。2007年4月には、男女双方に対する差別的取扱いの禁止、間接差別の禁止などが盛り込まれた改正男女雇用機会均等法が新たに施行されました。

デートDV

一般のDVとは異なり、婚姻関係のない恋人間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図で、交際関係であるため周囲の理解が得られず支援が受けにくいという問題があります。

婚姻関係にないため、従来は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が一切適用されないという問題がありましたが、平成26年1月施行の改正法では「生活の本拠を同じくすること」という条件付きで、保護の対象とされています。

ディーセント・ワーク

人間らしい生活を継続的に営める人間らしい労働条件のこと。直接的な労働条件としては労働時間（1日あたり1週あたり）、賃金、休日の日数、労働の内容などが人間の尊厳と健康を損なうものでなく、人間らしい生活を持続的に営めることが求められます。さらに、それを保障する労働条件として、結社の自由・団体交渉権・失業保険・十分な雇用・雇用差別の廃止・最低賃金などが確保されている（つまり、労働者保護が十分である）ことが求められます。

同一労働同一賃金

同一の仕事（職種）に従事する労働者は皆、同一水準の賃金が支払われるべきだという概念で、性別、雇用形態（フルタイム、パートタイム、派遣社員など）、人種、宗教、国籍などに関係なく、労働の種類と量に基づいて賃金を支払う賃金政策のことをいいます。国際労働機関（ILO）では、同原則をILO憲章の前文に挙げており、基本的人権の一つとされています。

日本の企業は、正規労働者についての終身雇用の慣行に対して、非正規労働者の採用と解雇、正規労働者の残業・賞与の増減や配置転換・出向などによって労働力の調整を図ってきた経緯があり、このことが正規労働者と非正規労働者（特に残業や転勤が困難な女性）の均等処遇を妨げています。

平成28年12月20日、政府は「同一労働同一賃金ガイドライン案」を公表し、正社員と非正規社員で待遇差をつけるのが不合理か否かについて、基本給や賞与、各種手当など、対象を細かく分類したうえで具体的な例を示しています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナー等からの身体的・精神的な暴力のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、望まない性の強要や、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれます。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、都道府県が「配偶者暴力相談支援センター」を設置することや裁判所が保護命令を発することができることなどが規定されました。

平成20年の改正により保護命令の対象が拡大されたり、身体的暴力に限られていた保護命令も脅迫行為にて申請できるようになったりす

るなど、被害者の立場にたったものになりました。

また、平成 25 年の改正により、婚姻関係にある配偶者や事実婚の内縁者の場合だけでなく、一緒に同棲する未婚の男女間における暴力についても保護の対象となりました。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力（DV）被害者に対する身近な相談窓口として相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、地域での生活を始めたDV被害者への継続的な支援を行う機関のことをいいます。

【ま行】

メディア・リテラシー

メディアを批判的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のことをいいます。「情報の評価・識別する能力」とも言えます。

面前DV

DVの中でも、親が子どもの目の前で配偶者や親族らに暴力をふるうことをいい、児童への心理的虐待として認知されています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

すべての人が利用しやすいデザインをはじめから取り入れておくこと。障がい者対応という側面に力点を置いた「障壁除去（バリアフリー）」から、一歩進めて「全ての人のために」という考え方です。

【ら行】

リベンジポルノ

元恋人や夫（妻）が仕返しを目的に相手の性的画像や動画を勝手にインターネット上に公開

する行為を指し、相手への復讐の意味合いがあることから「リベンジポルノ」と呼ばれています。不特定多数の人が閲覧できる形でSNSに画像や動画が投稿された場合、流出を止めることや拡散してしまったデータを完全に抹消することがむずかしいため、問題は深刻化しています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。また、リプロダクティブ・ライツは、このリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。子どもをもつかもたないか、いつ、何人もつか決める自由や、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産などを含む重要な人権として認識されています。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいいます。「女性のチャレンジ支援策について」（平成 15 年 4 月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のことを指します。

※表紙のデザインについて

本計画の基本理念「男女がともに認め合いともに活躍できるまちづくり」をイメージしています。

2 遠賀町男女共同参画審議会委員名簿

氏名	所属団体等	備考
喜多 加実代	福岡教育大学教授	会長
家入 禎博	遠賀町校長会	副会長
舩添 朝生	人権擁護委員	
南 陽子	遠賀町自治区長会	
桑野 健太郎	遠賀町商工会	
手島 恵美	遠賀町ひと・人応援団「どし」	
國行 千枝子	遠賀町女性人材バンク	
白川 雅美	遠賀町女性人材バンク	

3 遠賀町男女共同参画社会推進計画見直しの経過

開催日	内容
令和元年5月29日	第1回遠賀町男女共同参画ワーキング
令和元年5月30日	第1回遠賀町男女共同参画審議会
令和元年6月1日 ～7月8日	男女共同参画社会づくりに向けた町民意識調査の実施
令和元年9月17日	第2回遠賀町男女共同参画ワーキング
令和元年9月19日	第2回遠賀町男女共同参画審議会
令和元年11月20日	第3回遠賀町男女共同参画審議会
令和元年12月2日	第1回遠賀町男女共同参画推進委員会
令和元年12月25日 ～令和2年1月17日	パブリックコメントの募集
令和2年1月27日	第3回遠賀町男女共同参画ワーキング
令和2年2月5日	第4回遠賀町男女共同参画審議会

第3次遠賀町男女共同参画社会推進計画

令和2年3月

発行 福岡県遠賀町
企画・編集 遠賀町福祉課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
TEL (093) 293-1234
FAX (093) 293-0806
